

# 鳥栖市国民保護計画

平成19年3月

鳥 栖 市

# 目 次

<b>第1編 総 論</b> . . . . .	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等</b> . . . . .	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け . . . . .	1
2 市国民保護計画の構成 . . . . .	3
3 市国民保護計画の見直し、変更手続 . . . . .	3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b> . . . . .	4
1 基本的人権の尊重 . . . . .	4
2 国民の権利利益の迅速な救済 . . . . .	4
3 国民に対する情報提供 . . . . .	4
4 関係機関相互の連携協力の確保 . . . . .	4
5 国民の協力 . . . . .	4
6 日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関 の自主性の尊重 . . . . .	4
7 放送事業者の表現の自由への配慮 . . . . .	5
8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 . . . . .	5
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 . . . . .	5
<b>第3章 市の地理的、社会的特徴</b> . . . . .	6
1 地形 . . . . .	6
2 気候 . . . . .	6
3 人口分布 . . . . .	6
4 道路の位置等 . . . . .	7
5 鉄道の位置等 . . . . .	7
6 自衛隊施設等 . . . . .	7
7 その他 . . . . .	8
<b>第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b> . . . . .	9
1 関係機関の事務又は業務の大綱 . . . . .	10
2 関係機関の連絡先 . . . . .	12
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b> . . . . .	13
1 武力攻撃事態 . . . . .	13
2 緊急対処事態 . . . . .	15
<b>第2編 平素からの備えや予防</b> . . . . .	16
<b>第1章 組織・体制の整備等</b> . . . . .	16
<b>第1 市における組織・体制の整備</b> . . . . .	16
1 市の各部局等における平素の業務 . . . . .	16

2	市職員の参集基準等	17
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	<b>21</b>
1	基本的考え方	21
2	県との連携	21
3	近接市町との連携	22
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等に対する支援	25
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	<b>25</b>
1	非常通信体制の整備	25
2	非常通信体制の確保	26
<b>第4</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>27</b>
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	28
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>32</b>
1	研修	32
2	訓練	32
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>34</b>
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	36
6	生活関連等施設の把握等	36
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>38</b>
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>40</b>
1	国民保護措置に関する啓発	40
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	40
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>41</b>
<b>第1章</b>	<b>初動体制の確立</b>	<b>41</b>
1	情報の伝達	41
2	国民保護対策本部設置前における初動体制	41
3	国民保護対策本部への移行	48

<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	50
1	市対策本部の設置	50
2	市対策本部における広報等	66
3	通信の確保	67
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	69
1	国・県の対策本部との連携	69
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	69
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め	70
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	70
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	70
6	市の行う応援等	71
7	ボランティア団体等に対する支援等	71
8	住民への協力要請	72
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	73
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	73
1	知事による警報の内容の通知等	73
2	市長による警報の内容の伝達等	75
3	緊急通報の伝達及び通知	76
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	77
1	知事による避難の指示等	77
2	避難実施要領の策定	80
3	避難実施要領の内容の伝達等	85
4	避難住民の誘導	87
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	93
1	救援の実施	93
2	関係機関との連携	93
3	救援の内容	94
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	95
1	安否情報の収集等	95
2	県に対する報告	96
3	安否情報の照会に対する回答	96
4	日本赤十字社に対する協力	97
5	その他留意事項	98
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	100
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	100
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	100
2	武力攻撃災害の兆候の通報	100
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	101
1	退避の指示	101
2	警戒区域の設定	104

3	事前措置等	106
4	応急公用負担等	107
5	消防に関する措置等	107
<b>第3章</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	109
1	生活関連等施設の安全確保	109
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	109
<b>第4章</b>	<b>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</b>	111
1	武力攻撃原子力災害への対処	111
2	NBC攻撃による災害への対処	112
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	115
1	被災情報の収集及び報告	115
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	117
1	保健衛生の確保	117
2	廃棄物の処理	118
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	119
1	生活関連物資等の価格安定	119
2	避難住民等の生活安定等	119
3	生活基盤等の確保	119
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	120
1	特殊標章等	120
2	特殊標章等の交付及び管理	121
3	特殊標章等に係る普及啓発	121
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	122
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	122
1	基本的考え方	122
2	公共的施設の応急の復旧	122
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	123
1	国における所要の法制の整備等	123
2	市が管理する施設及び設備の復旧	123
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	124
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	124
2	損失補償及び損害補償	125
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	125
<b>第5編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	126
1	緊急対処事態	126
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	126

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を明確にするとともに、市の国民の保護に関する計画の位置付け、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

#### (1) 市の責務（法第 3 条第 2 項、法第 16 条）

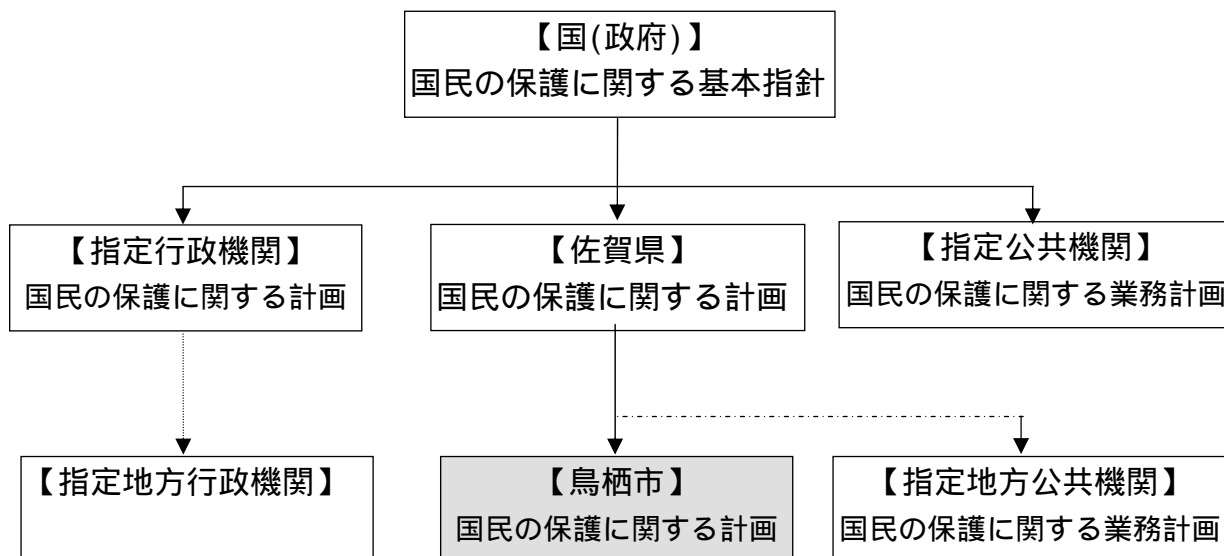
市は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護するために、市民等の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える任務を担うこととなる。

また、その任務の的確な遂行のためには、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と平素から相互の連携協力体制を整備しておくとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の態勢を整備しておくことが必要である。

したがって、市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）その他法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）、佐賀県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）及び鳥栖市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

## (2) 市国民保護計画の位置付け（法第 35 条第 1 項）

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、法第 35 条の規定に基づき、この国民保護計画を作成する。



### 用語解説

国民保護計画...政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、指定行政機関、地方公共団体(都道府県、市町村)が作成する計画。国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する計画、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する計画などを定める。地方公共団体の計画の作成に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、指定行政機関と都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。

国民保護業務計画...指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画の作成に当たっては、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

## (3) 市国民保護計画に定める事項（法第 35 条第 2 項）

市国民保護計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等、次に掲げる事項について定める。

- 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- 市の実施する国民保護措置（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）に関する事項
- 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

から に掲げるもののほか、本市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

## **2 市国民保護計画の構成**

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

## **3 市国民保護計画の見直し、変更手続**

### **(1) 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）**

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### **(2) 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）**

市国民保護計画の変更を行うときは、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。



## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項については、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針を定める。

### 1 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置を実施する場合は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。したがって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

（法第3条4項、法第32条第2項、法第33条第2項、法第34条第2項、法第35条第2項、法第36条第3項）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力（法第4条）

市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、法の規定により国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、県や関係団体等と連携を図りながら、平素から消防団や自主防災組織の充実・活性化を図るとともに、ボランティアへの支援に努める。

### 6 日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

（法第7条第1項）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を十分尊重して、

その自主性を尊重する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、それらの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## **7 放送事業者の表現の自由への配慮（法第7条第2項）**

市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示等、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

## **8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）**

市は、国民保護措置を実施する場合、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

なお、国民の権利及び義務に関する規定は、外国人にも適用されることから、武力攻撃事態等においては、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、その生命、身体及び財産が武力攻撃災害から保護すべき対象となる。そのため、日本語による意思疎通が困難な外国人も多いことが考えられるため、特に配慮する者として留意する。

また、市は、国民保護措置を実施する場合、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## **9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### **用語解説**

指定行政機関...内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省

指定公共機関...独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

指定地方公共機関...県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するものをいう。

## 第3章 市の地理的、社会的特徴

市が、国民保護措置を適切に実施するために、その地理的、社会的特徴について把握することが必要である。市が、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴については次のとおりである。

### 1 地形

本市は佐賀県の東部に位置し、北は福岡県那珂川町、また三養基郡基山町と接し、南は筑後川を境に福岡県久留米市と相對する。東は福岡県小郡市、西は三養基郡みやき町に接し、市の総面積は71.73k m<sup>2</sup>である。鳥栖市庁舎は、東経130度30分、北緯33度22分に位置する。

また、地勢は北高南低であって、北西部には本市最高の九千部山(標高847m)を主峰として石谷山、城山と続いて山岳、山麓地帯を形成し、西部は朝日山(標高133m)があって南側へなだらかな丘陵地帯をなしている。

市の中心部は台地となって工場、交通、運輸施設、住宅、商店、学校等により市街地を形成している。平坦部は東南に向かって開け、約1,500ヘクタール余の水田地帯を擁して筑紫平野の一角を成している。

さらに本市の主な河川として、東部に秋光川、宝満川、大木川、中部に轟木川、薬師川、安良川があり、西部に沼川を中心にした河川があり、東部、中部、西部の河川全てが、本市の南部に流下し筑後川に注いでいる。

### 2 気候

本市は内陸型気候区に属しており、年平均気温は16～17であるが、過去10年の最高気温の平均は36.2、最低気温の平均はマイナス2.9と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しい。

年間降水量は1,520mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、820mm程度の雨をもたらす。

夏期は雷雨を伴った一時的な豪雨を見ることがある。なお、この時期は高温多湿な南寄りの風が多く、地形的影響で降雨が多い。

「資料編」参照

### 3 人口分布

人口は、市制発足当時の40,176人から平成17年国勢調査人口で64,723人と着実に増加している。世帯数も人口と同様に年々増加し、2倍以上となっている。1世帯あたりの世帯人員は、平成17年には県平均の2.94人を下回る2.84人と減少しており、核家族化

が進む傾向にある。

市街地区別の人口をみると、平成 17 年国勢調査で人口集中地区(DID)は面積約 7.47K m<sup>2</sup>、人口 30,782 人で本市の人口の 48%を占めている。

「資料編」参照

#### 4 道路の位置等

九州縦貫自動車道が南北に通じ、本市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。

また、国道 3 号が南北に通じ、三養基郡基山町及び福岡県久留米市に繋がっている。さらに国道 34 号が国道 3 号から分岐しており、市の中心部を走り三養基郡みやき町に繋がっている。

県道では、福岡・久留米間を結ぶ久留米基山筑紫野線が南北に通じ、市内の中心部を走っている。また、佐賀方面に向かって佐賀川久保鳥栖線が通っている。

このように、本市は交通の要衝となっており、どの方面に向かうにしても利便性が高い。しかし、それ故に交通渋滞も発生しやすい状況である。

#### 5 鉄道の位置等

本市は古くから鉄道のまちとして発展を遂げており、JR 鹿児島本線が南北に通じ、北から弥生が丘駅、田代駅、鳥栖駅、肥前旭駅が存在する。また鳥栖駅より長崎本線が分岐し、西に肥前麓駅が存在する。

また平成 22 年度末には九州新幹線鹿児島ルートが全線開通予定であり、本市に新設される新鳥栖駅（仮称）に停車することとなっており、整備予定の西九州ルートの分岐駅ともなっている。

このように、道路と同様九州における鉄道の要衝となっている。

#### 6 自衛隊施設等

県中東部の神埼郡吉野ヶ里町には、目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面後方支援隊及び西部方面通信群第 104 基地通信大隊 321 基地通信中隊が配置されている。また、航空部隊として西部方面航空隊の第 3 対戦車ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第 4 師団第 4 飛行隊が配置されている。

その他、背振山山頂に航空自衛隊西部航空警戒管制団第 43 警戒群が配置されている。

本市における自衛隊施設は、九州補給処の下部組織である鳥栖燃料支処があり、また目達原駐屯地の下部組織である鳥栖分屯地が置かれ、基地通信を担う第 321 基地通信中隊鳥栖派遣隊が配置されている。

なお、本県の国民保護災害の出動要請は、佐賀地方協力本部が担任しており、また自然災害等の出動要請は、本市を含む東部地区（鳥栖市、神埼市、基山町、みやき町、上峰町及び吉野ヶ里町）においては、吉野ヶ里町に配置されている九州補給処が、東部地

区以外においては、福岡県久留米市の陸上自衛隊久留米駐屯地に配置されている第4師団第4特科連隊が担任している。

## 7 その他

### ダ ム

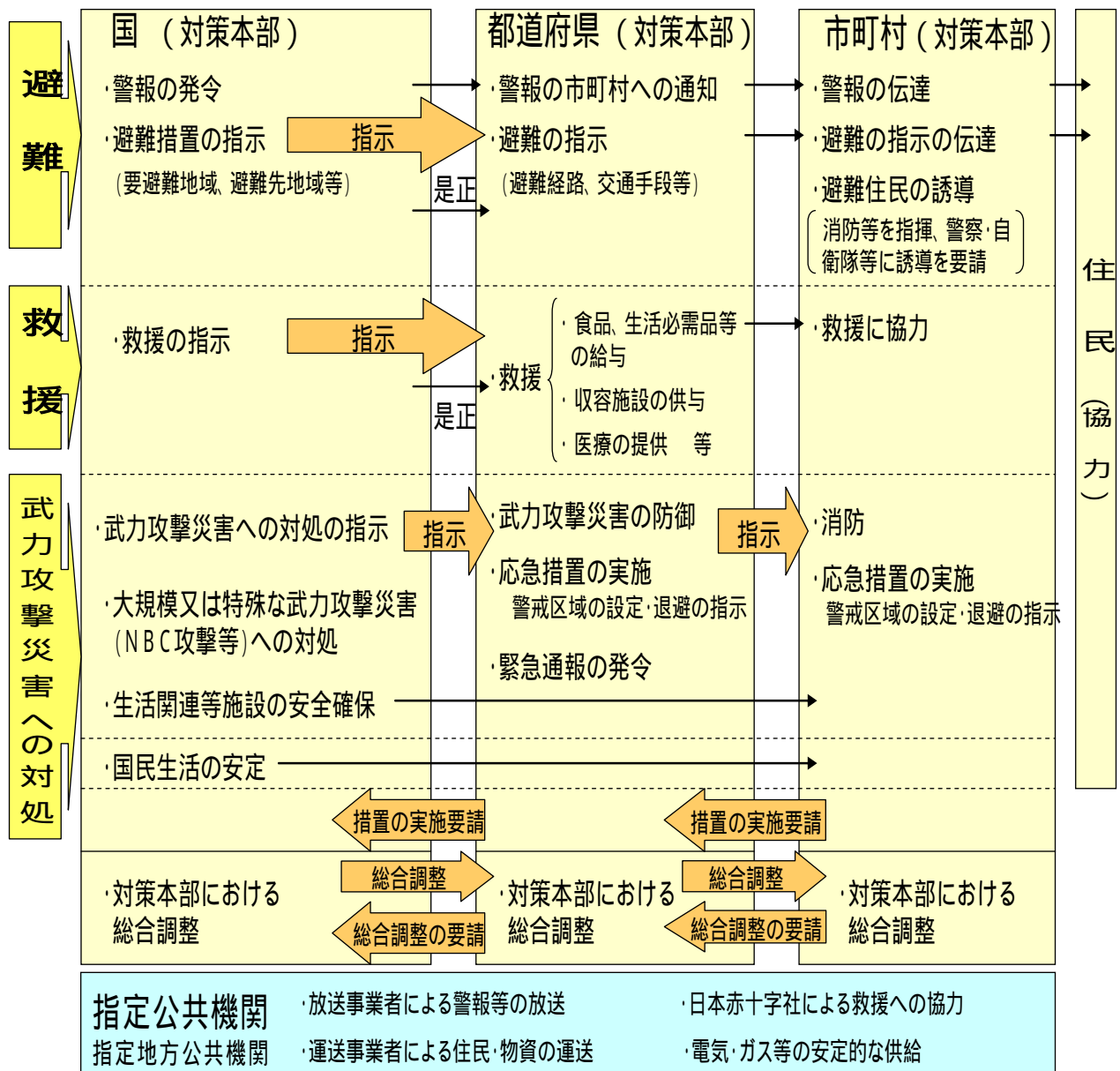
本市の北部の河内町に河内ダムが存在する。中心コア型のアースダムであり、総貯水量119万6千 $m^3$ である。そのうち、18万 $m^3$ が灌漑容量であり、また92万2千 $m^3$ が洪水調整容量となっており、大雨時には下流の大木川の洪水調整を実施している。

## 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、次のとおり定める。

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

### 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

### (1) 市（法第 16 条～法第 20 条）

市は、住民に最も密着した行政機関として、市国民保護計画で定めた、本市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
鳥栖市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### (2) 県（法第 11 条～法第 15 条）

県は、県国民保護計画で定めた、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内の市町のほか、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置の総合調整や広域的な観点からの調整などを行う。

機関の名称	事務又は業務の大綱
佐賀県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### (3) 指定地方行政機関（法第10条）

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
福岡防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定 of 立会
門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	被災者の雇用対策
九州農政局 (佐賀農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 福岡空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集



#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第21条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 2 関係機関の連絡先

県（現地機関含む）、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、関係指定公共機関、指定地方公共機関、消防機関（消防本部・消防団）、その他関係機関の連絡先については資料編に一括して掲載する。

「資料編」参照

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

(1) 県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を想定している。

類型	特徴		留意点
着上陸侵攻	影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、その期間も比較的長期</li> <li>武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前の準備が可能</li> <li>戦闘が予想される地域から先行して避難させることが必要</li> <li>広域避難が必要</li> <li>広範囲にわたる武力攻撃災害、武力攻撃終結後の復旧が重要な課題</li> </ul>
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶による上陸の場合、上陸用小型船舶等が接岸容易な沿岸部が当初の侵攻目標</li> <li>航空機による侵攻部隊の投入の場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性大</li> <li>着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性大</li> </ul>	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な被害は、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等</li> <li>攻撃目標施設の種類(石油コンビナート等)によっては、二次被害の発生が想定</li> </ul>	
ゲリラや特殊部隊による攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前にその活動の予測、察知は困難</li> <li>突発的に被害が生ずることも想定</li> <li>県警察、自衛隊等によるその兆候の早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危害が住民に及ぶおそれがある地域では、市町(消防機関を含む。)と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携して対応</li> <li>武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内一時避難、その後、関係機関による安全措置の実施と適当な避難地への移動等</li> <li>事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避指示又は警戒区域設定など時宜に応じた措置の実施が必要</li> </ul>
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部の政治経済の中核、鉄道、原子力関連施設などに要注意</li> <li>少人数のグループにより実行</li> <li>使用可能な武器は限定</li> <li>「ダーティボム」の使用可能性</li> </ul>	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な被害は、施設破壊等</li> <li>被害範囲は比較的狭い範囲</li> <li>攻撃目標施設(原子力事業所等)の種類によっては、二次被害発生</li> </ul>	
弾道ミサイル攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難</li> <li>弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難</li> <li>弾頭の種類に応じ、被害の様相及び対応が相違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発射後短時間で着弾することが予想され、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要</li> <li>屋内への避難や消火活動が中心</li> </ul>
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>極めて短時間で我が国に着弾</li> </ul>	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常弾頭の場合、被害は局限、家屋、施設等の破壊、火災等</li> </ul>	
航空攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>弾道ミサイル攻撃に比べ兆候の察知は比較的容易</li> <li>対応の時間が少なく、攻撃目標の特定が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>攻撃目標の早期判定は困難</li> <li>攻撃目標地を限定せずに屋内避難等の避難措置を広範囲に指示</li> <li>生活関連等施設に対する攻撃の場合、被害拡大のおそれがあるため、生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要</li> </ul>
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>威力を最大限に発揮することを意図すれば、都市部やライフラインのインフラ施設が主要な目標</li> <li>その意図を達成するまで反復</li> </ul>	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常弾頭の場合、主な被害は家屋、施設等の破壊、火災等</li> </ul>	

#### 用語解説

NBC弾頭(兵器)…核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を使用する兵器の総称で、爆弾等の弾頭にそれぞれを使用したもの  
 ダーティボム(「汚い爆弾」)…爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べその威力は小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(2) 県国民保護計画においては、特別な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）に関し、以下のとおりその特徴を示している。

攻撃区分	被害の特徴		対応方法等	
核兵器等	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生</li> <li>その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線による被害が発生</li> </ul>	対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染地域への立入制限の確実な実施</li> <li>避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理</li> <li>熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施</li> </ul>
	被害様相	<ul style="list-style-type: none"> <li>核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来</li> <li>核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線として長期に被害発生</li> </ul>		避難等
	被害範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生</li> <li>爆発時に生じた灰(放射性降下物)は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大</li> </ul>		
生物兵器	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>人に知られることなく散布することが可能</li> <li>発症するまでの潜伏期間に感染者が移動などにより、散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性有</li> </ul>	対応方法	厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染源及び汚染地域を特定</li> <li>感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止の実施</li> </ul>
	被害様相	使用される生物剤によって相違		避難等
	被害範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等の使用される生物剤の特性により被害の範囲が相違</li> <li>ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合、二次感染により被害の拡大の可能性有</li> </ul>		
化学兵器	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散</li> <li>空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように拡散</li> </ul>	対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体等関係機関が連携して実施</li> <li>原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測の適切な実施</li> <li>化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を除去</li> <li>汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療の実施</li> </ul>
	被害様相	特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって相違		避難等
	被害範囲	地形、気象等により被害範囲が変化		

#### 用語解説

中性子誘導放射能...物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能  
 外部被ばく...大気中に存在する放射性降下物や、皮膚に付着した放射性物質などによる、人体外からの被ばく  
 内部被ばく...放射性物質の吸引や、放射性物質によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる、人体内部からの被ばく  
 残留放射線...外部被ばくや内部被ばくにより、放射線障害を引き起こすおそれがある放射線  
 ダーティボム...爆薬と放射性物質を組み合わせた兵器で、比較的小型なためテロ等での使用が考えられる。爆薬による爆発被害と放射能被害をもたらす。

## 2 緊急処理事態

分類		事態例	被害概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく</li> <li>・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく</li> </ul>
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生</li> <li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生</li> </ul>
		危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生</li> <li>・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生</li> </ul>
		ダム破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流に及ぼす被害は多大</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大</li> </ul>
		列車等の爆破	
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガン発症の可能性有</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様</li> <li>・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似</li> </ul>
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地对する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさは変化</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有</li> </ul>
		弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生</li> <li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生</li> </ul>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

武力攻撃事態等が発生した場合、国、県、市及び関係機関が、住民の避難や避難住民等への救援、武力攻撃災害への対処といった国民保護措置を、一体的かつ迅速・的確に実施していくためには、それぞれの機関が相互に緊密な連携を図りつつ、平素から、組織や通信、情報収集・提供等に係る様々な体制について十分な整備を図っておくことが必要である。

このため、市における平素の組織・体制の整備等について、次のとおり定める。

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するためには、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部局等における平素の業務（法第41条）

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災における体制を活用しながら、その準備のための業務を行なうものとする。

##### 【市の各部局等における平素の主な業務】

部局名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"><li>・市国民保護計画に関すること</li><li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li><li>・県、他の市町、指定（地方）公共機関及び関係機関との連絡調整に関すること</li><li>・情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること</li><li>・事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること</li><li>・市職員への連絡体制の整備に関すること</li><li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li><li>・広報体制の整備に関すること</li><li>・特殊標章等の管理に関すること</li><li>・国民保護に係る啓発に関すること</li></ul>

市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に関すること</li> <li>・安否情報の収集体制の整備に関すること</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・避難施設の管理に関すること</li> <li>・ボランティア活動に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・感染症の予防及び防疫に関すること</li> </ul>
環境経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理の体制整備に関すること</li> <li>・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること</li> <li>・農林施設の把握に関すること</li> <li>・河内ダムの管理に関すること</li> <li>・有害鳥獣の処理体制に関すること</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市管理の道路、河川及び橋梁の防災対策に関すること</li> <li>・建設、土木業者との連絡体制整備に関すること</li> <li>・仮設住宅の供給体制整備に関すること</li> <li>・交通規制に伴う関係機関（警察等）との連携体制整備に関すること</li> <li>・市営住宅の管理に関すること</li> </ul>
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の安定供給に関すること</li> <li>・浄水場の管理に関すること</li> <li>・給水輸送体制の整備に関すること</li> <li>・水道業者との連絡体制整備に関すること</li> <li>・下水道施設の管理に関すること</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の管理に関すること</li> <li>・学校との連絡体制整備に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>
消防本部 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する訓練（消火、救急及び救助活動等）</li> <li>・武力攻撃災害への対処に関する資機材の整備</li> <li>・他消防本部及び関係機関との連絡体制の整備</li> </ul>

## 2 市職員の参集基準等（法第41条）

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、国民保護措置を実施する場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。具体的には、自然災害時に活用している携帯電話のメール機能を利用した一斉メール配信システムを有効に活用するものとする。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する



必要があるため、鳥栖警察署（以下「警察署」という。）、鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ、宿日直者から速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態等の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【市の体制及び職員の参集基準等】

本部	設置基準	配備職員
緊急事態 情報連絡室	<p>武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>九州・中国・四国地方の各県を除く都道府県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>県が緊急事態情報連絡室を設置した場合（自動設置）</p> <p>その他、総務部総務課長が設置の必要があると認めた事態</p> <p>緊急事態情報連絡室長は、総務部総務課長をもって充てる。</p> <p>（不在の場合は、総務部総務課長補佐）</p>	<p>総務部総務課長、社会福祉課長、こども育成課長、農林課長、建設課長、上下水道局管理課長、上下水道局施設課長、教育部総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、上記課に属する担当職員</p>
緊急事態 警戒本部	<p>武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>県が緊急事態警戒本部を設置した場合（自動設置）</p> <p>その他、総務部長が設置の必要があると認めた事態</p> <p>緊急事態警戒本部長は、総務部長をもって充てる。</p> <p>（不在の場合は、総務部次長）</p>	<p>総務部総務課長、社会福祉課長、こども育成課長、農林課長、建設課長、上下水道局管理課長、上下水道局施設課長、教育部総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、上記課に属する担当職員及び警戒配備体制要員</p> <p>警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）要員の招集範囲については、その時の状況等を踏まえ警戒本部長が判断する。</p>

本部	設置基準	配備職員
緊急事態 対策本部	<p>県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態</p> <p>九州地方の他の県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>県が緊急事態対策本部を設置した場合（自動設置）</p> <p>その他、市長が設置の必要があると認めた事態</p> <p>緊急事態対策本部長は、市長をもって充てる。 （不在の場合は、副市長）</p>	<p>全部局長、全部同次長、総務部総務課長、市民協働推進課長、社会福祉課長、こども育成課長、商工振興課長、環境対策課長、農林課長、建設課長、上下水道局管理課長、上下水道局施設課長、教育部総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、上記課に属する担当職員、警戒配備体制要員、第1配備体制要員</p> <p>警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）要員及び第1配備体制（第1直・第2直・第3直）要員の招集範囲については、その時の状況等を踏まえ対策本部長が判断する。</p>
国民保護 対策本部	<p>国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき</p>	<p>全職員</p>

#### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

#### (5) 国民保護対策本部の機能の確保

市は、鳥栖市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置したときは、その機能が確保されるよう、鳥栖市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における体制を活用しつつ、以下の項目について配慮する。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保等

なお、市対策本部において、市長が不在又は事故に遭った場合は、副市長が代理し、指揮命令系統を確立する。



### **3 消防機関の体制** (法第 41 条)

#### **(1) 消防本部における体制**

消防本部は、市における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準等を定める。その際、市は、消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### **(2) 消防団の充実・活性化の推進等**

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するなど、消防団員に対して国民保護措置についての理解を深めるよう配慮する。

### **4 国民の権利利益の救済に係る手続等** (法第 6 条)

#### **(1) 国民の権利利益の迅速な救済**

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため及び住民からの手続きに関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### **(2) 国民の権利利益に関する文書の保存**

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、鳥栖市文書規程の定めるところにより、適切に保存する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 地域防災計画における連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、地域防災計画における連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保（法第35条第3項）

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関との意思疎通

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、あらゆる機会において関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等（法第3条第4項）

市は、県との緊密な連携を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

また、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当課名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 市国民保護計画の県への協議（法35条第3項、法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (3) 警察署との連携（法第3条第4項）

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止

措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携（法第3条第4項）

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備（法第3条第4項）

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うよう消防本部に要請すること等により、消防機関相互の連携を強化する。また、消防本部のNBC〔核物質（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）〕対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を消防本部が相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

#### 《鳥栖・三養基地区消防事務組合が現在締結している協定・覚書》

協定名・覚書名	相手方	締結日
福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定 福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定に関する覚書	筑紫野大宰府消防組合 福岡県南広域消防組合 神埼地区消防事務組合 春日・大野城・那珂川消防組合	S61.12.8
福岡・佐賀近隣常備消防相互応援協定 福岡・佐賀近隣常備消防相互応援協定に関する覚書	久留米市 八女地区消防組合	S62.3.28
佐賀県常備消防相互応援協定 佐賀県常備消防相互応援協定に関する覚書	佐賀中部広域連合 唐津市 伊万里市 杵藤地区広域市町村圏組合 神埼地区消防事務組合 有田町	H12.4.1

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等（法第3条第4項）

市は、市域内を管轄区域とする指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携（法第3条第4項）

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認し、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### （財）日本中毒情報センター

電話番号

大阪中毒 110 番 0990-50-2499（ダイヤル Q2 による有料電話 24 時間年中無休）

つくば中毒 110 番 0990-52-9899（ダイヤル Q2 による有料電話午前 9 時から午後 5 時  
ただし、12 / 31 ~ 1 / 3 は除く）

ホームページアドレス

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直し、新たな協定締結を行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

#### 《市が現在締結している協定・覚書》

協定名・覚書名	相手方
道路情報提供に関する協定	鳥栖郵便局
災害時における鳥栖市内郵便局、鳥栖市間の相互協力に関する覚書	鳥栖郵便局
災害時における物資の供給等に関する協定 災害時における物資の供給等に関する覚書	コープさが生活協同組合
特殊災害時における中和剤の供給に関する覚書	鳥栖・三養基地区消防事務組合
災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	社団法人佐賀県猟友会鳥栖支部

《佐賀県が現在締結している協定・覚書》

協定名・覚書名	相手方
災害時における報道要請に関する協定	長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀放送局 株式会社サガテレビ、日本放送協会佐賀放送局 株式会社エフエム佐賀 佐賀シティビジョン株式会社 株式会社多久ケーブルテレビ 伊万里ケーブルテレビジョン株式会社 株式会社ケーブルワン 有田ケーブル・ネットワーク株式会社 藤津ケーブルテレビジョン株式会社 株式会社テレビ九州 株式会社唐津ケーブルテレビジョン 有限会社ネットフォー、株式会社ネット鹿島 唐津市有線テレビジョン放送 ふじ有線テレビ、西海テレビ株式会社 鏡テレビ共同受信組合 多久市テレビジョン共同聴視組合 朝日新聞社佐賀支局、読売新聞社佐賀支局 日本経済新聞社佐賀支局、西日本新聞社佐賀総局 日刊工業新聞社佐賀支局、毎日新聞社佐賀支局 佐賀新聞社、共同通信社佐賀支局 時事通信社佐賀支局
災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定	佐賀県警察本部長
無償団体救援協定 (災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)	佐賀県環境整備事業協同組合
災害時における医療救護に関する協定	社団法人佐賀県医師会
災害時における医薬品等の供給に関する協定	佐賀県医薬品卸業協会 佐賀県医科器械組合
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人佐賀県トラック協会
災害時における応急用精米の供給に関する協定	九州農政局佐賀農政事務所
災害時におけるパン、缶詰等応急用食料の供給に関する協定	九州農政局佐賀農政事務所
災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定	九州農政局佐賀農政事務所
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人プレハブ建築協会
アマチュア無線による災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟 佐賀県支部

協定名・覚書名	相手方
災害時における仮設トイレの調達に関する協定	株式会社レンタルのニッケン 株式会社ソクト
災害時における物資の調達に関する協定	株式会社リョーユーパン、イオン九州株式会社 株式会社ローソン、日興食品株式会社 佐賀県生活協同組合連合会 グリコ乳業株式会社佐賀工場 株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社イズミ
災害時におけるLPガスの調達に関する協定	社団法人佐賀県エルピーガス協会
災害時における応急対策に関する協定	社団法人佐賀県建設業協会

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

市は、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮する。

また、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための訓練を消防本部と連携して支援する。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

市は、社会福祉協議会を核とするボランティア等の活動拠点等の整備強化に努め、組織間の連携の強化を図るとともに、必要な支援を実施する。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された佐賀地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

## 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 非常通信の手段

主な災害時通信手段	主な通信区間	主な使用条件	
F A X ( N T T 公衆回線 )	市対策本部・市内 関係機関	F A X と他の通信手段を併用し、内容に齟齬が生じないように留意する。	
災害時優先電話 ( " )		電話ごとに連絡責任者と専従者を指名して窓口の同一を図る。	
非常通話・緊急通話 ( " )		加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する。( 1 0 2 番 )	
災害時優先携帯電話 一斉メール	市対策本部	市職員への通信手段として、職員へ協力依頼しメールアドレスの登録を行う。	
無 線	県防災行政無線	市～県・他市町 ・関係機関	<b>【市防災行政無線】</b>  管理方法  (1) 携帯局の本部集結 (2) 総務部長の指示による携帯局の搬出  統制方法 (1) 重要通信(救助・避難等)の優先 (2) 統制者の許可による通信 (子局間通信禁止等) (3) 簡潔通話実施の原則 (4) 専任従事者の設置  通信困難時の対応策 (1) 冒頭に「至急、至急」と呼び他の局にあけてもらう
	市防災行政無線	市対策本部～現 地対策本部・災害 現場職員	
	警察・消防・電気 事業者の保有する 無線	市～県・他市町村 ・関係機関	
	佐賀地区非常通信 連絡会構成員の保 有する無線	市対策本部～現地 対策本部・災害現 場職員	
	流通・運輸業者の 保有する M C A 無 線		

無線	アマチュア無線	市対策本部～ 現地対策本部・ 災害現場職員	(2) 設置場所を移動して良好な受信状態を保つ (3) 伝令を派遣する
口頭	伝令	市対策本部～各部 ・市内関係機関	市各部、市内関係機関は本部会議の際は連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線・携帯電話を携行する。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、地域防災計画における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・電話、FAX、データ、映像（画像）による情報の送受信が可能となるよう、光ケーブルと地上系無線による多重回線の「防災行政通信ネットワーク」の整備・拡充を図る。
	・被災現場の状況を県警が保有するヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部に伝送された画像をリアルタイムにて市対策本部で受信できるようシステムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。



運 用 面	・夜間・休日における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源の定期点検を実施する。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供するに当たっては、消防用サイレン、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備（法第9条第1項、法第47条）

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の警報を通知すべき関係機関、さらに住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

（75・76頁参照）

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する伝達については、自治会や自主防災組織等と連携しながら、迅速かつ的確に情報を伝達できるよう配慮するものとする。

### (2) 地域防災行政無線の維持・管理

市は、現在使用している鳥栖市地域防災行政無線の維持・管理に努めるとともに、操作方法の確認を行い、災害時の操作に支障のないようにする。

また、電波法の改正により、鳥栖市地域防災行政無線の使用は、平成23年5月31日までとなっているので、何らかの代替方法を検討しなければならない。

### **(3) 警察署との連携（法第 47 条第 3 項）**

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

### **(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知**

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付け消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### **(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備**

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うべき、区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設については、関係機関の協力のもと実施することとなるため、各関係機関との役割分担を協議のうえ定め、各関係機関が伝達すべき伝達先及び伝達体制の整備を促す。

### **(6) 民間事業者からの協力の確保（法第 4 条）**

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

## **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

安否情報の収集や提供は、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案しながら、その緊急性や必要性を踏まえて行なうこととする。

### **(1) 安否情報の種類及び報告様式（法第 94 条第 1 項）**

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

**「資料編」参照**

【収集・報告すべき情報】

安否情報省令第1条（様式1号及び第2号）

1 避難住民（負傷した住民も同様）
氏名
フリガナ
出生の年月日（元号表記により記入）
男女の別
住所（郵便番号を含む。）
国籍
～のほか、個人を識別するための情報
負傷（疾病）の該当
負傷又は疾病の状況
現在の居所
連絡先その他必要情報
親族・同居者から照会があった場合、～の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）
知人からの照会があった場合・・・の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意 （同意する・同意しないのいずれかを選択して記入）
2 死亡した住民
（上記～に加えて）
死亡の日時、場所及び状況
遺体が安置されている場所
連絡先その他必要情報
上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 （同意する・同意しないのいずれかを選択して記入）

**(2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第1項）**

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修等を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

**(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条第1項及び第3項）**

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備（法第127条第1項）

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した				による被害（第 報）			
平成 年 月 日 時 分						鳥 栖 市	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 市 町 A 丁目 B 番 C 号							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修等を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じた武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を次のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員等を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防本部職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練（法第42条第1項）

#### (1) 市における訓練の実施

市は、県、国等関係機関及び近隣市町と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災における既存のノウハウを活用するとともに、可能な限り、警察署、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な内容とする。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、おおむね次に示す訓練を実施するものとする。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練  
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練  
避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求めるなどし、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにした上で、必要に応じて国民保護計画の見直し作業に反映させる。

市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うための訓練の実施を促す。

市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集（法第54条第1項及び第2項）

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保（法第3条第4項）

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮（法第9条第1項）

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、地域防災計画で作成している対策を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保（法第4条）

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努める。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の避難方法等について特に配慮するものとする。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整（法第 76 条）

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第 71 条、法第 79 条）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### 輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員  
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

#### 輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）  
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。



## 5 避難施設の指定への協力（法第 148 条第 1 項）

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。  
市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等（法第 102 条）

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類の種類】

法施行令	各号	施設の種類（危険物質等については、その取扱所）
第 27 条 （生活関連等 施設）	1号	発電所（最大出力5万KW以上）、変電所（使用電圧10万V以上）
	2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備で簡易ガス事業用は除く）
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 （1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの）
	4号	鉄道施設、軌道施設（1日当たりの平均利用者数が10万人以上）
	5号	電気通信事業用交換設備（電気通信回線・移動端末設備数が3万以上）
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設（港湾法第52条の国土交通省令で定めるもの）
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム（河川管理施設等構造令第2章の適用を受けるもの）
第 28 条 （危険物質等）	1号	危険物 消防法第2条第7項
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項）
	3号	火薬類（火薬類取締法第2条第1項）
	4号	高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）
	5号	核燃料物質（原子力基本法第3条第2号の核燃料物質及びこれによって汚染された物質）
	6号	核原料物質（原子力基本法第3条第3号）
	7号	放射性同位元素（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによる汚染物質）
	8号	毒劇薬（薬事法第44条第1項及び第2項） （薬事法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る）

第28条 (危険物質等)	9号	<b>事業用電気工作物内における高圧ガス</b> (電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物内の高圧ガス保安法第2条の高圧ガス)
	10号	<b>生物剤、毒素</b> (細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項及び第2項(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る))
	11号	<b>毒性物質</b> (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項)

**(2) 市が管理する公共施設等における警戒(法第16条第1項)**

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が行う国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄及び整備について、次のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線物質等除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携（法第144条、法第147条）

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検（法第16条第1項）

市は、その管理する施設及び設備について、整備し、点検するときは、国民保護措置の実施も念頭において行う。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### **(3) 復旧のための各種資料等の整備等**

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努めるものとする。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織と協力して地域住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動体制の確立

「武力攻撃事態等」において、市は、政府からの対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに「鳥栖市国民保護対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、市内での国民保護措置の総合的な推進を図ることとなる。

しかしながら、負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、市は、政府からの市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そこで、市における、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階での初動体制について、次のとおり定める。

#### 1 情報の伝達

負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の事案（将来において武力攻撃事態等の認定に繋がる事案を含む。以下「緊急事案」という。）に迅速かつ的確に対応するためには、まず迅速な情報の伝達と情報の共有が重要である。

このため、住民からの通報や県からの連絡その他の情報により、市職員が緊急事案の発生や発生する恐れを覚知したときは、覚知した内容を迅速かつ的確に市長まで伝達する。

#### 2 国民保護対策本部設置前における初動体制

市は、市民や職員からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、市としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置して対処する。

##### (1) 緊急事態情報連絡室の設置

###### 設置基準

本市に対して、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる場合。

武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合

九州・中国・四国地方の各県を除く都道府県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）

県が緊急事態情報連絡室を設置した場合（自動設置）

その他、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が設置の必要があると認めた事態

## 配 備

緊急事態情報連絡室長（総務課長をもって充て、不在の場合は総務課長補佐）は、緊急事態情報連絡室（総務課内又は市役所2階第1会議室）を設置した場合、その旨を総務部長に報告するとともに、以下に示す配備要員へ連絡する。

## 配備要員

総務部	総務課長	担当職員
健康福祉部	社会福祉課長、こども育成課長	〃
環境経済部	農林課長	〃
建設部	建設課長	〃
教育部	総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長	〃
上下水道局	管理課長、施設課長	〃

配備要請する課は、各々の施設を所管する課とする。

## 所掌事務

- ・ 事態に関する情報収集、関係機関等との相互連絡及び調整
- ・ 武力攻撃事態認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や、市対策本部を設置すべき市の指定に係る国への要請（県知事を経由）等に関する事項
- ・ 市対策本部での各班の所掌事務に準じ、緊急事態情報連絡室が指示する事項
- ・ 各課との連絡調整に関する事項

## 初動措置の確保

市は、「緊急事態情報連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、

警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

### **緊急事態情報連絡室の廃止**

緊急事態情報連絡室長は、緊急事態の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合は、「緊急事態情報連絡室」を廃止する。また、「緊急事態情報連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」は廃止する。

この場合、緊急事態情報連絡室長は配備要員の出席名簿、活動状況、その他必要な事項を必要に応じて総務部長へ報告する。また、廃止後速やかに配備要員へその旨を連絡する。

## **(2) 緊急事態警戒本部の設置**

### **設置基準**

本市に対して、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる場合。

武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合  
中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）  
県が緊急事態警戒本部を設置した場合（自動設置）  
その他、総務部長が設置の必要があると認めた事態

### **配 備**

緊急事態警戒本部長（総務部長をもって充て、不在の場合は総務部次長）は、緊急事態警戒本部（市役所 2 階第 1 会議室）を設置した場合、その旨を市長に報告する。

総務課長は、以下に示す配備要員へその旨連絡するとともに、関係機関へ報告する。



配備要員は連絡を受けた後、直ちに出勤し、総務課長にその旨報告する。また総務課長は出勤者名簿を作成する。

警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）要員の招集内容は、その時の状況等を踏まえ緊急事態警戒本部長が判断するものとする。

### 配備要員

総務部	総務課長	担当職員	警戒配備体制 要員
健康福祉部	社会福祉課長、こども育成課長	〃	
環境経済部	農林課長	〃	
建設部	建設課長	〃	
教育部	総務課長、生涯学習課長 スポーツ振興課長	〃	
上下水道局	管理課長、施設課長	〃	

### 臨時配備

警戒体制強化のため、配備要員以外の課長を配備させる必要があるときは、緊急事態警戒本部長が配備予定の課長の所属部局長と連絡をとり、臨時に配備させることができる。

また、配備要員以外の部局職員を配備させる必要があるときは、配備予定の職員の所属課長が緊急事態警戒本部長と協議し所属部局長と連絡をとり、臨時に配備させることができる。

なお、臨時に配備されることとなる課長、職員へは所属部局長が直ちにその旨を連絡する。配備要員は連絡を受けた後、直ちに出勤し、総務課長にその旨報告する。また、総務課長は出勤者名簿を作成する。

### 所掌事務

- ・ 市内の巡視パトロール及び所管する各施設の点検
- ・ 警報の伝達体制及び避難住民の誘導に関する体制の準備
- ・ 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施状況等の相互連絡及び調整
- ・ 武力攻撃事態認定後には、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や市対策本部を設置すべき市の指定に係る国への要請（県知事を経由）等に関する事項
- ・ 市対策本部での各班の所掌事務に準じ、緊急事態警戒本部長が指示する事項
- ・ 各課との連絡調整に関する事項

### **初動措置の確保**

市は、「緊急事態警戒本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは県や他の市町村等に対し支援を要請する。

### **緊急事態警戒本部の廃止**

緊急事態警戒本部長は、緊急事態の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合は、「緊急事態警戒本部」を廃止する。また、「緊急事態警戒本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態警戒本部」は廃止する。

この場合、緊急事態警戒本部長は配備要員の出席名簿、活動状況、その他必要な事項を必要に応じて市長へ報告する。また、廃止後速やかに総務課長は、配備要員へその旨を連絡する。

## **(3) 緊急事態対策本部の設置**

### **設置基準**

本市に対して、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる場合。

県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態

九州地方の他の県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態(自動設置)

県が緊急事態対策本部を設置した場合(自動設置)

その他、市長が設置の必要があると認めた事態

### **配 備**

緊急事態対策本部長(市長をもって充て、不在の場合は副市長)は、緊急事態対

策本部（市役所 2 階第 1 会議室）を設置した場合、その旨を知事に報告する。

総務課長は、以下に示す配備要員へその旨連絡するとともに、関係機関へ報告する。

配備要員は連絡を受けた後、直ちに出勤し、総務課長にその旨報告する。また総務課長は出勤者名簿を作成する。

警戒配備体制（第 1 直・第 2 直・第 3 直）要員及び第 1 配備体制（第 1 直・第 2 直・第 3 直）要員の招集内容は、その時の状況等を踏まえ緊急事態対策本部長が判断するものとする。

### 配備要員

総務部	総務部長 総務部次長	総務課長	担当職員	
市民生活部	市民生活部長 市民生活部次長	市民協働推進課長	〃	警戒配備体制要員
健康福祉部	健康福祉部長 健康福祉部次長	社会福祉課長 こども育成課長	〃	
環境経済部	環境経済部長 環境経済部次長	商工振興課長 環境対策課長 農林課長	〃	
建設部	建設部長 建設部次長	建設課長	〃	第 1 配備体制要員
教育部	教育部長 教育部次長	総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長	〃	
上下水道局	上下水道局長 上下水道局次長	管理課長 施設課長	〃	

### 臨時配備

警戒体制強化のため、配備要員以外の課長を配備させる必要があるときは、緊急事態対策本部長が配備予定の課長の所属部局長と連絡をとり、臨時に配備させることができる。

また、配備要員以外の部局職員を配備させる必要があるときは、配備予定の職員の所属部局長が緊急事態対策本部長と協議し、臨時に配備させることができる。

なお、臨時に配備されることとなる課長、職員へは所属部局長が直ちにその旨を連

絡する。配備要員は連絡を受けた後、直ちに出勤し、総務課長にその旨報告する。また、総務課長は出勤者名簿を作成する。

### **所掌事務**

- ・ 市内の巡視パトロール及び所管する各施設の点検
- ・ 警報の伝達体制及び避難住民の誘導に関する体制の準備
- ・ 市内にかかる被害予防及び応急対策の実施
- ・ 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施状況等の相互連絡及び調整
- ・ 武力攻撃事態認定後においては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や市対策本部を設置すべき市の指定に係る国への要請（県知事を経由）等に関する事項
- ・ 市対策本部での各班の所掌事務に準じ、緊急事態対策本部長が指示する事項
- ・ 各課との連絡調整に関する事項

### **初動措置の確保**

市は、「緊急事態対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

### **緊急事態対策本部の廃止**

緊急事態対策本部長は、緊急事態の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合は、「緊急事態対策本部」を廃止する。また、「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態対策本部」は廃止する。

この場合、緊急事態対策本部長は配備要員の人数、活動状況、その他必要な事項を

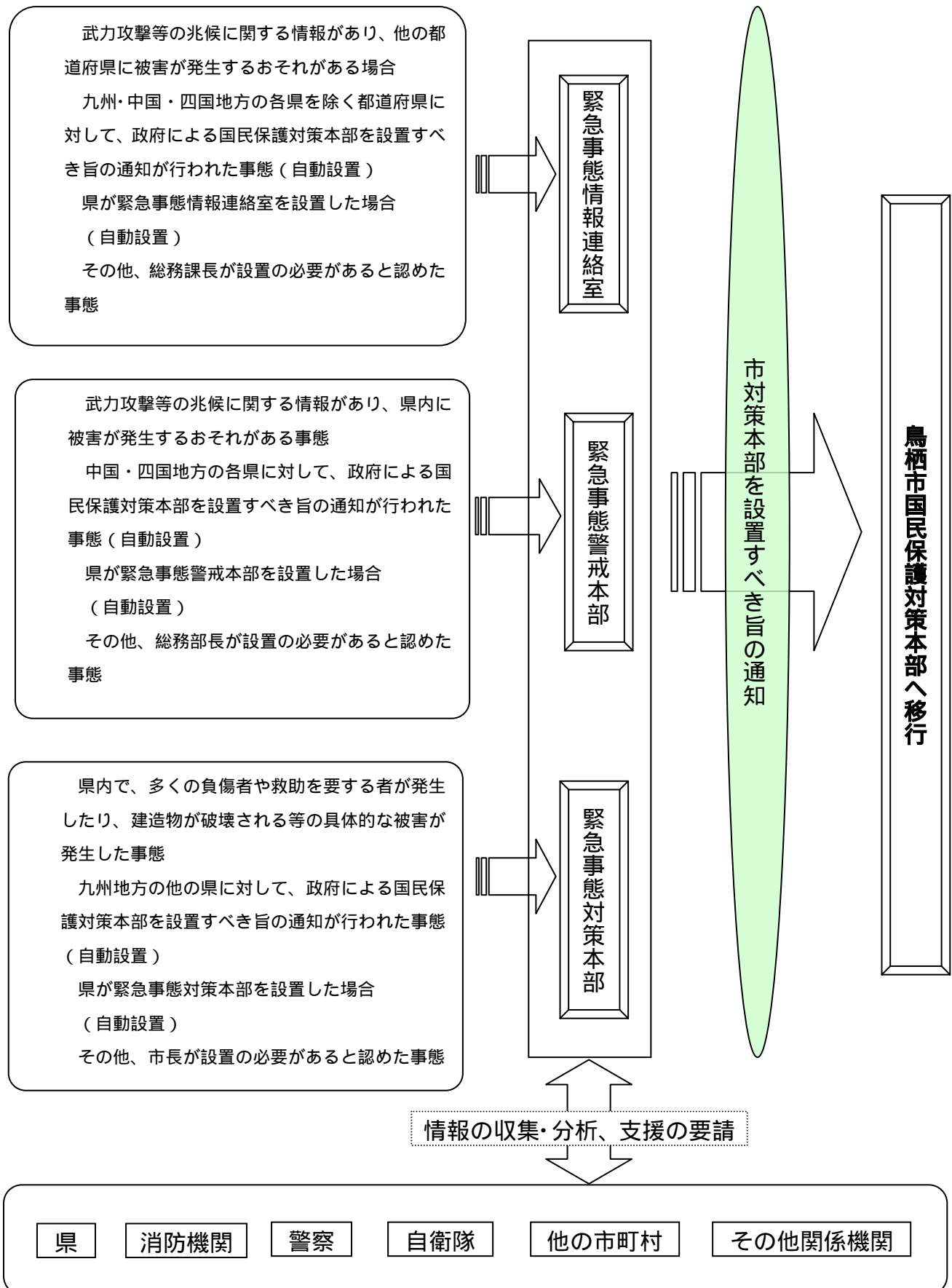
必要に応じて知事へ報告する。また、廃止後速やかに総務課長は、配備要員へその旨を連絡する。

### **3 国民保護対策本部への移行**

「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」は廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

## 【市の初動体制】



## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部の設置の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

##### 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知（法第25条第2項）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### 市長による市対策本部の設置（法第27条第1項）

市長は、指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置する。  
なお、事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。【前章を参照】

##### 市対策本部の設営

市は、市役所2階第1会議室に市対策本部を設置する（ただし、2階第1会議室が使用できない場合は3階大会議室とする。）とともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### 市対策本部設置の通知

総務部長は、市対策本部を設置したときは、次の関係機関等に対し、直ちに次のとおり電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて関係機関へ市対策本部連絡員（以下「本部連絡員」という。）の派遣を要請する。

## 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部局・課・室等	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭 携帯電話・メール・その他
市の現地機関	各所管課長	市防災行政無線 F A X・電話・口頭・メール・その他
消防本部、消防団	総務課長	県防災行政無線 F A X・電話・口頭・メール・その他
鳥栖警察署		
県（消防防災課）		
近隣市町		
県の現地機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 公共機関、公共的団体 防災上重要な施設の管理者		
報道機関	総務課長	F A X・電話・口頭・文書他
市 民		広報車・報道機関・区長経由・口頭 くーみんテレビ・ドリームスFM・その他

### 「資料編」参照

#### 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

#### 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、市民体育館、サンメッセ、市民文化会館、鳥栖スタジアム等の中から被災状況等を勘案して設置する。

また、市長は、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。



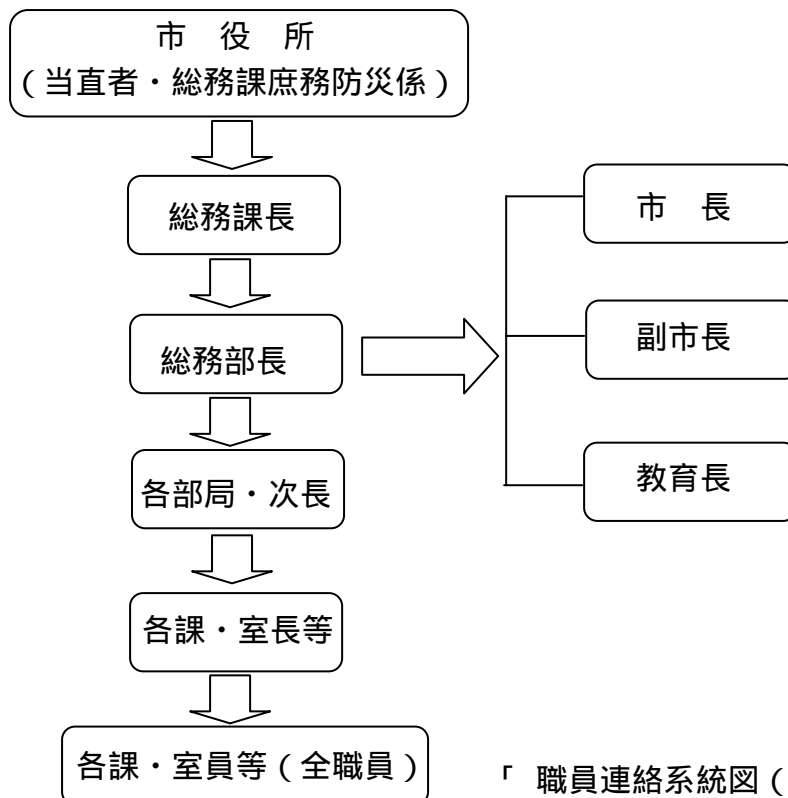
## (2) 市対策本部における職員の配置等

### 招集・連絡

職員の招集の連絡は、庁内放送等を通じて総務課長が行う。

ただし、勤務時間外は「勤務時間外及び休日における連絡網（下図）」に従い、一斉メール配信・電話・伝令等により連絡する。

なお、緊急を要する場合で電話不通時には、NHK佐賀放送局や民間放送局への緊急放送要請により「緊急出動報」を発令する。



「職員連絡系統図（時間外・休日）」

### 参集状況の把握

各課等は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、各部局主管課がその累計を所属部局長を通じて、総務課長に報告する。

総務課長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、市長（市対策本部長）に報告する。報告の時期は、市対策本部長（以下「本部長」という。）が特に指示した場合を除き60分毎とする。

各部局に参集した者の氏名・所属・課名  
登庁途上で収集した被害等の状況等

「資料編」参照

## 職員の配置

### ア 部長の指示

各部長は、市対策本部所掌事務（58頁～62頁参照）をもとに、職員の参集状況に応じて次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。

武力攻撃災害等に対処できる配置  
職員の非常参集方法及び交替方法の措置  
高次の非常配備体制に移行できる措置  
他部への応援の要請、派遣

### イ 総務班の指示

総務班は、勤務場所以外に登庁した職員に対して、また、各部からの応援要請等に基づき、次の指示が行える。

所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示をする。

各部からの応援要請に基づき、または、職員の参集状況を勘案し、総務班及び各部と協議の上、各部・各班または各個の職員について応援体制を指示する。

各部の統括責任者（部長・副部長・班長等）の不在等により、職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。

ただし、当該指示を行った場合で、統括責任者が登庁したときは、直ちに職務遂行等について総務班と協議する。

## 職務の代行

次の職員が不在のときは、以下の順位で職務を代行するものとする。

総務部長が不在のとき

ア 総務部副部長（総務部次長） イ 総務班長（総務課長）

総務部総務班（総務部総務課）が不在のとき

ア その他登庁している職員

総務班は、その職務に必要な場合、総務部の他の班の職員に対し、総務班の業務の応援を依頼できる。

各部長が不在のとき

ア 副部長 イ 最初に登庁した班長

ウ 総務班に報告し、総務部長の指示を仰ぐ

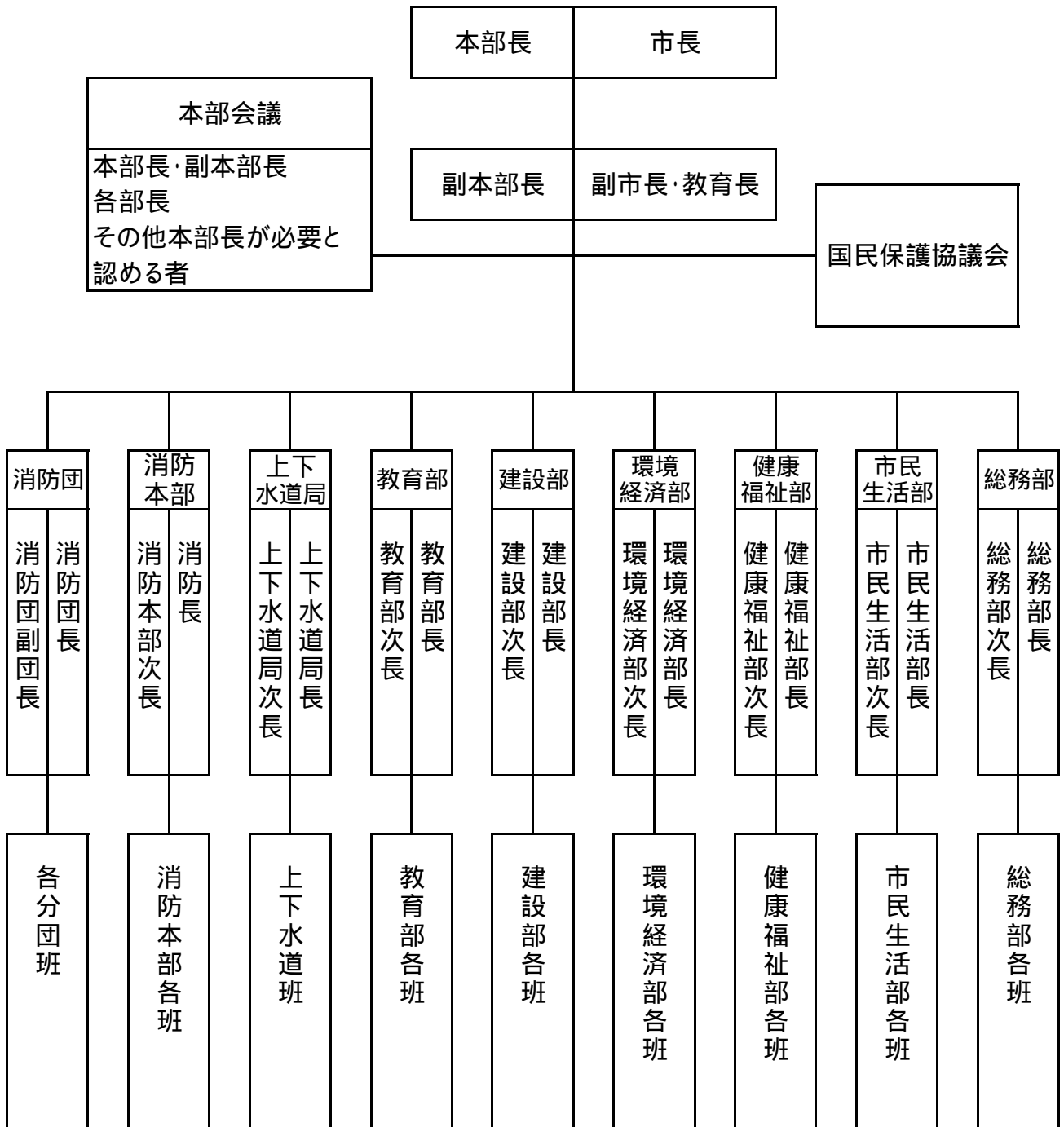
ウの措置を講じた場合、総務部長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定でき、正規の職を有する者が登庁したとき、直ちにそれまでに取った処置を報告して、その職務を引き継ぐものとする。

**(3) 市対策本部の組織等**

市対策本部の組織及び運営は、地域防災計画に定める災害対策本部の組織に準じて、次のとおり行う。

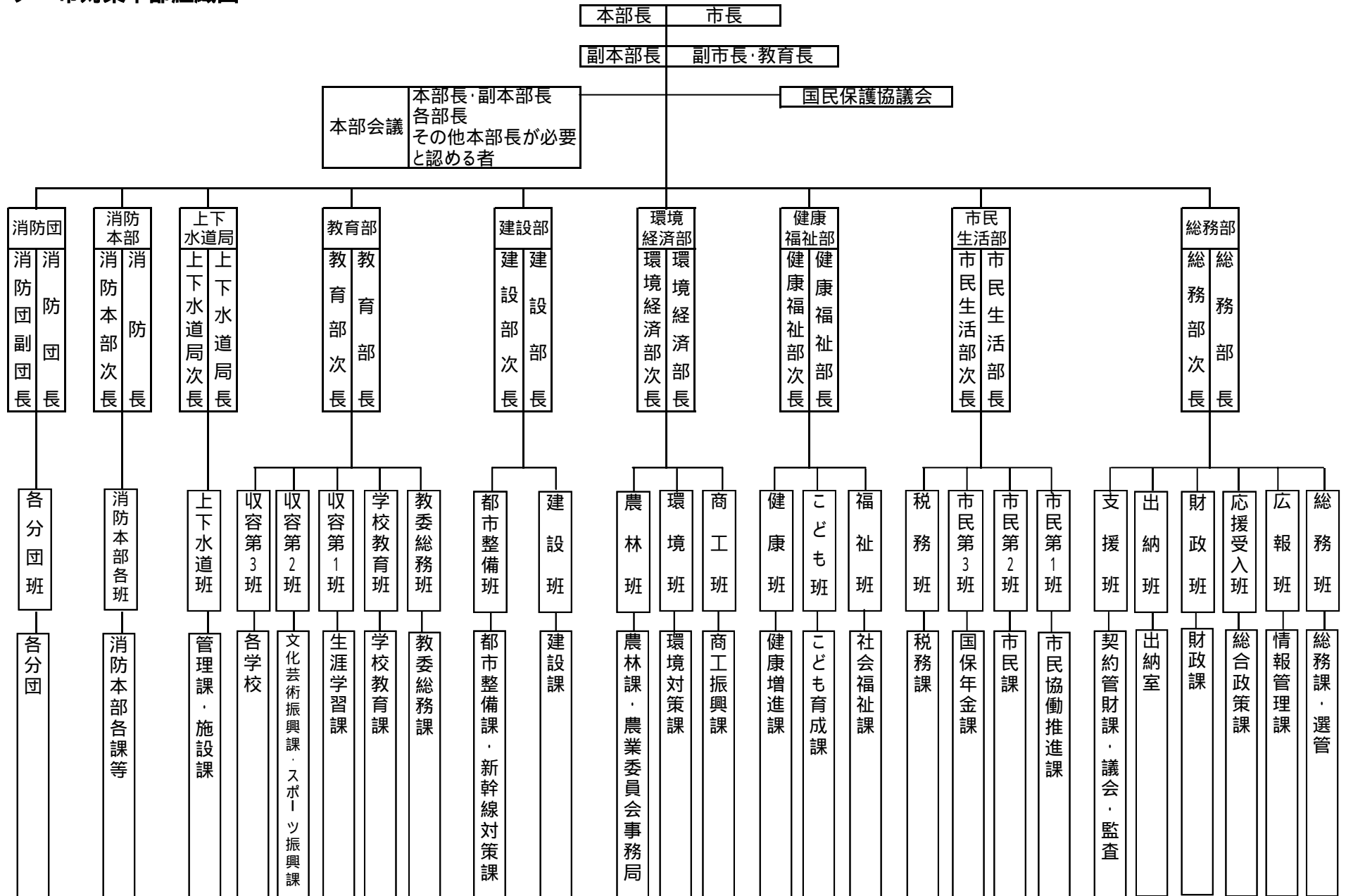
**組織**

市対策本部の組織図(要約)



部長  
副部長

ア 市対策本部組織図



## イ 市対策本部の任務

職 名 (平常時職名)	主 な 任 務
本 部 長 ( 市 長 )	国民保護協議会、本部会議の議長となること 警報の内容の伝達及び関係機関への通知に関すること 避難実施要領の策定に関すること 避難実施要領の内容の伝達及び関係機関への通知に関する こと 避難指示の伝達 避難住民の誘導、輸送及び緊急物資の輸送に関すること 救援の実施及び補助に関すること 安否・被災情報の収集、報告及び提供に関すること 退避の指示及び警戒区域の設定に関すること 事前措置の実施に関すること 工作物等の除去に関すること 危険物質等に関する措置命令に関すること 国、自衛隊、県、関係機関、他自治体、市民・事業所・団体 への支援協力要請を行うこと その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について 基本方針を決定すること
副 本 部 長 ( 副 市 長 ) ( 教 育 長 )	本部長が不在、もしくは事故あるとき、本部長の職務を代理 すること。なお、代理する順序は左記のとおりとする 本部長が適時休養・睡眠をとれるよう本部長の交替要員とな ること 部間の調整に関すること
部 長 ( 各 部 局 長 ) ( 消 防 長 ) ( 消 防 団 長 )	担当部の職員を指揮監督すること 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 本部長、副本部長が不在のとき、もしくは事故あるとき、本部 長、副本部長の職務を代理すること

## ウ 本部会議、事務局

<p>本部会議 【市役所 2 階 第 3 会議室】</p>	<p>武力攻撃災害に関する情報を分析し、市対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、各部長及びその他本部長が必要と認める者で構成し、本部長が議長を務める。</p> <p>なお、部長に事故ある場合は、当該部の副部長または班長が代理として出席する。</p>
<p>事務局 【総務部総務課】</p>	<p>本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。（本部会議事務局は、総務班長、同班員及び本部連絡員より構成し、関係機関が派遣する本部連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に務める。）</p>

## エ 各部の班編成及び事務分掌

武力攻撃災害対策活動を行う部内各班は、平常時組織をもとに構成される。各部の副部長と各班の班長は以下の任務を遂行する。

<p>職 名 ( 平常時職名 )</p>	<p>主 な 任 務</p>
<p>副 部 長 ( 各部局次長 ) ( 消防本部次長 ) ( 消防団副団長 )</p>	<p>本部連絡員及び部内各班長との連絡調整に関すること 部内職員の動員、配備のとりまとめに関すること 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動の情報のとりまとめに関すること 関係機関との連絡調整に関すること 所管施設の災害予防（避難を含む）及び災害復旧対策のとりまとめに関すること</p>
<p>班 長 ( 各課、室、局長 ) ( 消防本部各課長等 ) ( 各分団長 )</p>	<p>班内職員の動員、配備に関すること 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動の情報に関すること 所管施設の災害予防（避難を含む）、応急及び災害復旧対策に関すること</p>

才 市対策本部所掌事務

部名	班名 班長 班員	所 掌 事 務
総務部	総務班 総務課長 総務課員 選管事務局員	武力攻撃災害対策全般の調整 各種情報の収集 市対策本部の設置及び廃止 市全体の情報総括 本部会議の庶務 国民保護協議会、その他防災関係機関との連絡及び協力要請 退避の指示 警報の内容の関係機関への伝達・通知 避難実施要領の策定及びその内容の関係機関への伝達・通知 被災情報のとりまとめ 県に対する被災情報及び安否情報の報告 職員の安否確認 職員の非常招集・動員・配置 職員の食料、飲料水、必需品の配給 災害時の通信手段整備 特殊標章等の交付 り災証明の発行 本部長及び副本部長の秘書 総務部のとりまとめ
	広報班 情報管理課長 情報管理課員	警報の内容及び避難指示の伝達 避難実施要領の内容の伝達及び避難誘導 退避の指示の伝達 災害・被災情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 災害広報誌の作成 災害写真等災害記録の収集
	応援受入班 総合政策課長 総合政策課員	警報の内容及び避難指示の伝達 避難実施要領の内容の伝達及び避難誘導 退避の指示の伝達 応援隊の受入れ 総務部長の特命事項
	財政班 財政課長 財政課員	警報の内容及び避難指示の伝達 避難実施要領の内容の伝達及び避難誘導 退避の指示の伝達 災害対策に必要な経費の予算措置 総務部長の特命事項
	出納班 出納室長 出納室員	市対策本部の出納 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 総務部長の特命事項

総務 部	<p>支援班          契約管財課長          監査委員事務局長          契約管財課員          監査委員事務局員          議会事務局員</p>	<p>関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請          応急食料、その他の生活必需品の調達          応急資機材の調達          公用車の管理</p>
市民 生 活 部	<p>市民第1班          市民協働推進課長          市民協働推進課員</p>	<p>警報の内容及び避難指示の伝達          避難実施要領の内容及び避難誘導          退避の指示の伝達          市民相談窓口の設置          市民生活部のとりまとめ</p>
	<p>市民第2班          市民課長          市民課員</p>	<p>警報の内容及び避難指示の伝達          避難実施要領の内容及び避難誘導          退避の指示の伝達          行方不明者及び安否情報のリスト作成          安否情報照会窓口の設置          埋火葬許可・計画</p>
	<p>市民第3班          国保年金課長          国保年金課員</p>	<p>警報の内容及び避難指示の伝達          避難実施要領の内容及び避難誘導          退避の指示の伝達          市民生活部長の特命事項</p>
	<p>税務班          税務課長          税務課員</p>	<p>土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む）          輸送車両の確保          避難住民及び物資の輸送          職員の輸送</p>
健 康 福 祉 部	<p>福祉班          社会福祉課長          社会福祉課員</p>	<p>福祉施設の被害調査及び応急対策          り災者・世帯名簿台帳の作成          ボランティアセンターの設置・運営          ボランティアの受け入れ          社会福祉協議会、介助支援団体との連絡調整          災害時要援護者の安全確保、安否確認、支援          救援物資の管理・支給          避難場所開設・運営の協力</p>
	<p>こども班          こども育成課長          こども育成課員</p>	<p>福祉班の支援          市対策本部・ボランティア等への炊き出し          応急保育          乳幼児の保護</p>



健康福祉部	<p>健康班 健康増進課長 健康増進課員</p>	<p>救護所の設置 救護班の編成 医薬品、医療機器の確保 後方医療体制の確保 医療機関、医師会との連絡 日赤その他医療機関の協力要請 医療ボランティアの受け入れ 応急手当、妊産婦の保護 医療救護協力及び助産 医療巡回 精神的ケア 感染症対策 医療機関の被害調査</p>
環境経済部	<p>商工班 商工振興課長 商工振興課員</p>	<p>警報の内容及び避難指示の伝達 避難実施要領の内容及び避難誘導 退避の指示の伝達 商工観光関係の被害調査と対策 環境経済部長の特命事項 環境経済部のとりまとめ</p>
環境経済部	<p>環境班 環境対策課長 環境対策課員</p>	<p>遺体の一次安置・所有物の保管 納棺用資機材の確保 身元不明遺体の火葬 清掃に関する広報 災害廃棄物の処理計画 生活廃棄物の収集及び処理 災害廃棄物の収集及び処理 し尿処理 仮設トイレの設置と管理 防疫 所管施設の被害調査及び応急対策 危険物等流出災害の調査及び応急対策</p>
	<p>農林班 農林課長 農林課員</p>	<p>農林関係の被害調査及び応急対策 農林関係災害危険箇所の巡視、退避指示 河内ダムの管理</p>

建設部	建設班 建設課長 建設課員	道路、橋梁等の災害調査及び応急復旧 建設・土木業者、資機材の確保 仮設住宅の建設・管理 仮設及び市・県営住宅の入居募集 土砂災害危険箇所・水防箇所等の巡視、退避指示 工作物等の除去・一次保管 事前措置の実施 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 緊急輸送路の啓開 被災建物の危険度判定 被災建物の応急修理 建設部のとりまとめ
	都市整備班 都市整備課長 新幹線対策課長 都市整備課員 新幹線対策課員	緊急輸送計画策定 交通管制 臨時ヘリポートの開設 警察署、交通機関との連絡 公共交通機関の情報収集と広報
上下水道局	上下水道班 施設課長 管理課長 施設課員 管理課員	水道施設の被害調査及び応急対策 水道復旧及び給水対策用機材・物品の調達 水道工事業者の確保 水道復旧・給水その他必要事項の住民への広報 給水計画の策定 給水所の設置 給水のための輸送 水質の保全 下水道施設に関する被害状況の調査及び応急対策 下水道に関する広報
教育部	教委総務班 教委総務課長 教委総務課員	学校教育施設の被害調査及び応急対策 機材及び物品の調達 避難場所開設・運営協力 災害対策に必要な経理 教育部のとりまとめ
	学校教育班 学校教育課長 学校教育課員	児童・生徒・教職員の安否確認 避難場所開設・運営協力 応急教育の実施 児童生徒に対する学用品の支給 児童生徒の保健衛生 災害情報の学校への伝達

教 育 部	収容第1班 生涯学習課長 生涯学習課員	避難場所の開設、受入れ及び管理・運営 避難場所のとりまとめ 所管施設等の被害調査及び応急対策
	収容第2班 スポーツ振興課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課員 文化芸術振興課員	避難場所開設・運営 所管施設の被害調査及び応急対策
	収容第3班 教委総務課長 学校用務員 事務補助員 学校保健員	避難場所開設・運営 炊き出し
消 防 本 部	消防本部各班 消防本部各課長等 消防本部各課員等	火災その他の災害の警戒・対応 救急・救助業務 警報の内容及び避難指示の伝達 避難実施要領の内容の伝達及び避難誘導 退避の指示の伝達及び警戒区域の設定、警戒 事前措置の実施 工作物等の除去 危険物質等に関する措置命令 道路規制 行方不明者の搜索
消 防 団	各分団班 各分団長 各分団員	火災その他の災害の警戒・対応 救急・救助業務 警報の内容及び避難指示の伝達 避難実施要領の内容の伝達及び避難誘導 退避の指示の伝達及び警戒区域の設定、警戒 事前措置の実施 工作物等の除去 危険物質等に関する措置命令 道路規制 行方不明者の搜索

### 市現地対策本部の設置（法第 28 条第 8 項）

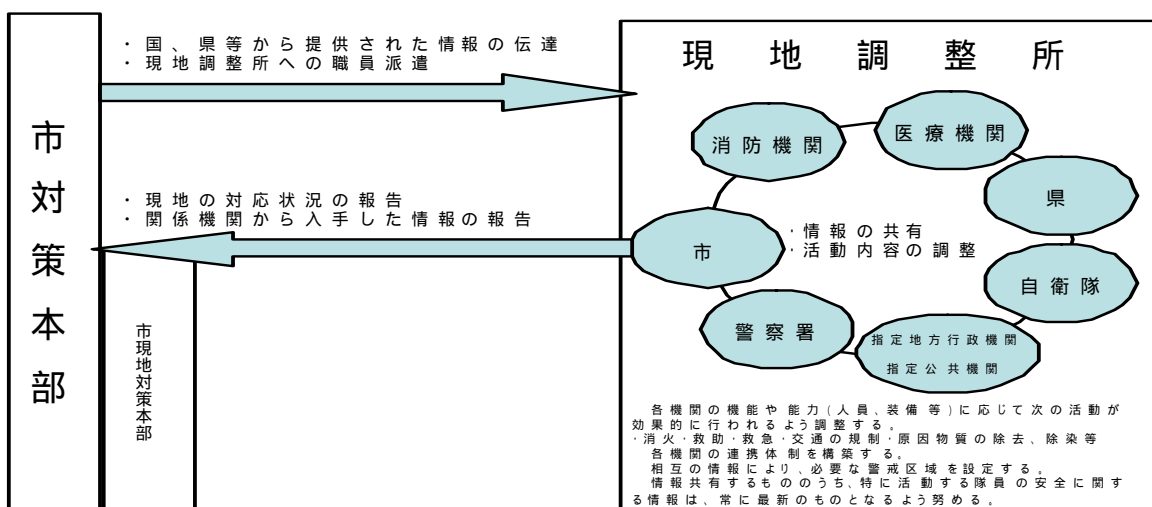
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

現地対策本部長は、副本部長又は部長の中から、現地対策本部員は、その他の本部員（市対策本部を構成する全市職員、全消防本部職員及び全消防団員）の中からそれぞれ本部長がその都度指名する。

### 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### 【現地調整所の組織編成】



### 本部会議の開催

本部長は、市対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長、各部長及びその他本部長が必要と認める者は、直ちに参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度状況に応じて、本部長、副本部長又は部長の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所 2 階第 3 会議室
主な報告事項	各部の配備体制 緊急措置事項

<p>主な協議事項</p>	<p>被災状況の把握          応急対策に関すること          市対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること          避難実施要領の策定に関すること          退避の指示及び警戒区域の設定に関すること          事前措置の実施に関すること          工作物等の除去に関すること          危険物質等に関する措置命令に関すること          国、自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関すること          市民向け緊急声明の発表に関すること          応急対策に要する予算及び資金に関すること          国、県等への要望及び陳情等に関すること          その他武力攻撃災害対策の重要事項に関すること</p>
---------------	--

### 本部室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

総務班長は、市対策本部が設置されたときは次の措置を講ずる。

<p>市対策本部の標識等の設置</p>	<p>2階第1会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市国民保護対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部会議事務局、避難場所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。</p>
<p>本部室開設に必要な資機材等の確保</p>	<p>鳥栖市災害対策図（各種被害想定図含む）の設置          オーバー・ヘッド・プロジェクター被害状況図、黒板等の設置          携帯ラジオ・テレビ・コピー機等の複写装置の確保          ビデオ、テープレコーダー、カメラ等の記録装置の確保          防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）          住宅地図等その他地図類の確保          自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保          被害状況連絡票その他の書式類の確保          懐中電灯その他必要資機材の確保</p>
<p>通信手段の確保</p>	<p>防災行政無線（移動系）          携帯電話      臨時電話      F A X          有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。</p>

自家発電設備の確保	停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる
腕章の確保	本部長、副本部長、現地本部長、部長、副部長、班長、班員及び本部連絡員が、国民保護措置の活動に従事する際に着用する腕章

#### (4) 本部長の権限

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### **市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第 29 条第 5 項）**

本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### **県対策本部長に対する総合調整の要請（法第 29 条第 6 項及び第 7 項）**

本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### **情報の提供の求め（法第 29 条第 8 項）**

本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、本部長は、県対策本部総括班を窓口として情報の提供を求める。

##### **国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第 29 条第 9 項）**

本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

##### **市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第 29 条第 10 項）**

本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### **(5) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法第 26 条第 2 項）**

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### **(6) 市対策本部の廃止（法第 30 条）**

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## **2 市対策本部における広報等（法第 8 条）**

市は、県及び関係機関と相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や生活関連情報等住民に役立つ情報を様々な媒体を活用し、提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力も得ながら、正確な情報提供を迅速に行うとともに、市ホームページを活用した情報提供に努める。

### **(1) 広報体制**

市は、武力攻撃災害等において、広報班長（情報管理課長）を広報責任者として、情報の一元化を図り、広報を実施するものとする。

また、県や関係機関及び報道機関と相互に緊密な連携を取り、迅速で正確な情報提供に努める。

### **(2) 情報の収集**

市は、迅速で正確な情報収集を行うため、必要に応じ、安全に配慮しながら職員を現地に派遣して直接情報の収集に当たる。

なお、情報収集に当たっては、個人情報保護の観点等に十分配慮しながら行う。

### **(3) 広報の内容**

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

また、刻々と変わる住民ニーズの把握に努め、真に役立つ情報を提供する。

#### 【広報内容の例示】

災害発生に伴う被害状況（人的、物的被害等の状況）  
道路交通情報（道路の通行止め等の情報）  
公共交通機関の状況（鉄道、バスの運行状況等）  
電気、ガス、上下水道、電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況）  
医療機関の開設及び医療救護所の設置状況  
安否情報及びその確認方法（被災者数、災害時伝言ダイヤルの案内等）  
食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況（支援内容等）  
相談窓口の設置状況  
河川、道路、橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況  
ボランティア情報（市外からの支援受け入れ調整等）  
義援金・必要とする救援物資の一覧及び受け入れ方法や窓口等に関する情報  
市民の行動に当たっての注意喚起（出火防止、二次被害への警戒等）  
安心情報の提供（原子力発電所やダム等の重要施設については、被害がなく、被災もしていない旨の安心情報等）  
生活支援情報（当該災害による被害がない場合であっても、市民生活に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等）  
その他、状況に応じた真に役立つ情報

#### (4) 広報の手段

テレビ・ラジオ放送、新聞、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供する。

#### (5) その他の留意事項

武力攻撃事態等では、住民の不安感もあり、流言・飛語が発生する恐れも想定されることから、その防止の観点からも、市は、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、正確な情報を迅速に提供することに特に留意するものとする。

また、万一、流言・飛語が発生した場合には、報道機関をはじめ、関係機関との連携のもと、その沈静化に向けた情報提供をするものとする。

### 3 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、FAX、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。



## **(2) 情報通信手段の機能確認**

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

## **(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策**

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携（法第3条第4項）

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と緊密な連携を図る。

この場合において市は、原則として、県対策本部総括班を通じ各種の調整や情報共有等を行う。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣すること等により当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請（法第16条第4項）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

（法第16条第5項）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、

要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### **3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め（法第 20 条第 1 項及び第 2 項）**

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて佐賀地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、西部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

### **4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**

#### **(1) 他の市町村長等への応援の要求（法第 17 条第 1 項）**

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

#### **(2) 県への応援の要求（法第 18 条第 1 項）**

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対し応援を求める。

#### **(3) 事務の一部の委託（法第 19 条、施行令第 4 条）**

市が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対し事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

### **5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

**（法第 151 条、法第 152 条、施行令 37 条、法第 16 条第 4 項）**

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために

緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 市は、市の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し職員の派遣の要請を行う。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等（法第 17 条第 1 項、法第 19 条、施行令第 4 条）

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第 21 条第 2 項）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援（法第 4 条第 3 項）

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等（法第 4 条第 3 項、法第 22 条）

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、社会福祉協議会等のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請（法第4条、法第70条、法第80条、法第115条、法第123条）

市は、法の規定により、次に掲げる措置を行うため、安全が確保されている場合で、必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 知事による警報の内容の通知等

##### (1) 知事からの警報の内容の通知（法第46条）

国の対策本部長が発令した警報が知事へ通知された場合には、知事は、佐賀県一斉指令システム及び県防災行政無線を中心に、電話〔固定、携帯〕、FAX、電子メール〔携帯電話のメール機能含む〕等の最も迅速かつ確実な方法により、直ちにその警報の内容を市長へ通知することとされている。

#### 【警報の内容】（法第44条第2項）

##### ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

（例：航空機又は船団の接近、相手国地上部隊の侵攻状況など警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及び今後の予測等）

##### イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定することができない場合を除く。）

（例：地方公共団体の名称等）

##### ウ その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

（例：地方公共団体等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること等）

国の対策本部長が発令する警報は、可能な限り分かりやすく、簡潔な「文書」をもって発令されることとされている。



## 2 市長による警報の内容の伝達等

知事（消防防災課）から警報の内容の通知を受けた市長が行う市民及び関係機関への警報の内容の伝達及び通知について、次のとおり定める。

### (1) 警報の内容の伝達

#### 警報の内容の伝達先等（法第 47 条第 1 項）

市長は、知事より警報の内容の通知を受けた場合は、直ちにその内容を市民に伝達する。また同時に、消防団、自治会、鳥栖商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等の関係団体へ伝達する。

#### 警報の内容の伝達方法（法第 47 条第 2 項及び 3 項、法第 8 条）

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

- この場合においての、市民への伝達方法は、原則として国が定めたサイレンを広報車により最大音量で吹鳴するとともに、補完的に消防用のサイレンを吹鳴し続けて注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するとともに、その内容について伝達する。また、警察署、消防本部及び消防団は市と連携して、その保有する車両・装備を活用して市民に警報の内容を伝達する。なお、市は消防用のサイレンを吹鳴し続けるに当たっては、市民に対して火災発生との誤認が生じないように配慮するものとする。

消防団、自治会、鳥栖商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等の関係団体へは、災害時優先電話（固定電話、携帯電話）、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により伝達し、それぞれの範囲で住民に警報の内容の伝達を依頼するものとする。なお、伝達に当たって、「電話」と「FAX（又は電子メール）」等を併用することにより、内容に齟齬が生じないように留意する。また、必ず相手方が伝達を受けたかどうかの受信確認を行う。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合又は、その地域を特定することができない場合

- この場合においての、市民への伝達方法は原則として、サイレンは使用せず、市のホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

### (2) 警報の内容の通知

#### 警報の内容の通知先等（法第 47 条第 1 項及び 3 項）

市長は、知事より警報の内容の通知を受けた場合は、直ちにその内容を警察署、消防本部及び関係機関へ通知する。また、警察署及び消防本部は市と連携して、その保有する車両・装備を活用して市民に警報の内容を伝達する。



### 警報の内容の通知方法

災害時優先電話（固定電話、携帯電話）、FAX、電子メール及び防災行政無線等の最も迅速かつ確実な方法により通知する。なお、通知に当たって、「電話」と「FAX（又は電子メール）」等を併用することにより、内容に齟齬が生じないように留意する。また、必ず相手方が伝達を受けたかどうかの受信確認を行う。

### (3) 警報伝達の体制整備及び配慮事項（法第41条、法第9条）

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、或いは自治会及び自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に十分配慮する。

### (4) 警報の解除（法第51条第2項）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の伝達と同様に、様々な手段、方法を活用して、警報の解除の伝達を行うものとする。

#### 【参考情報】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合も想定されるため、そのような場合も含めた警報の伝達のあり方については、内閣官房による国民保護情報の収集・伝達手段のあり方の検討、消防庁における「国民保護即時サイレン調査検討事業」等を踏まえて、今後、具体化を図ることとしている。

## 3 緊急通報の伝達及び通知（法第99条、法第100条第1項及び第2項）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令することとされている。

この緊急通報を市長が受信した場合における、住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達・通知及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

### 1 知事による避難の指示等

#### (1) 知事からの避難の指示及び通知（法第54条第1項及び第5項）

本市が要避難地域に該当した場合、知事は、国の対策本部長から、総務大臣（消防庁）を経由して避難措置の指示を受け、市長を経由して市民に対し、直ちに避難を指示する。また、知事は避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を市長に通知することとされている。

また、本市が要避難地域に該当しない場合であっても、知事は、避難の指示の内容を市長に通知することとなっている。

なお、国の対策本部長が行う避難措置の指示の内容及び知事が行う避難の指示の内容は、次のとおりである。

#### 国の対策本部長が行う避難措置の指示の内容

- ア 住民の避難が必要な地域【**要避難地域**】
- イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）【**避難先地域**】
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要  
（例：避難に伴う物資や食料等の供給の支援、避難に伴う安否情報の収集、国の関係機関による措置等）

#### 知事が行う避難の指示の内容

- ア 要避難地域
- イ 避難先地域
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 主要な避難の経路
- オ 避難のための交通手段
- カ その他避難の方法

避難の指示の内容の一例は次頁のとおりである。

## 【避難の指示の内容（一例）】

### 避難の指示（一例）

佐 賀 県 知 事  
月 日 時現在

本県においては、日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、日 時目途に住民の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）。

・ 輸送手段及び避難経路

国道 号によりバス（ 会社、 台確保の予定）

駅より 鉄道（ 行 両編成、 便予定）

時から 時まで、国道 号及び県道 号は交通規制（一般車両の通行禁止）  
細部については、A市の避難実施要領による。

A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、日 時目途に住民の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）。

・ 輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合



## 2 避難実施要領の策定（法第 61 条第 1 項及び第 2 項）

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターン（資料編掲載）を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について関係機関（県、警察署、消防機関等）の意見を聴いた上で、迅速に、避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項】

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項  
（例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等）
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項  
（例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等）
- (3) 避難の実施に関し必要な事項  
（例：避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等）

### (1) 避難実施要領の記載項目

#### 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例： A地区の住民は、「各町区」、B地区の住民は「各町区各班」を避難の単位とする。

#### 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例： 避難先： 市A地区1 - 2にある 市立A高校体育館

### 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例： 集合場所： 町1 - 2の市立A小学校グラウンドに集合する。  
集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

### 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り、具体的に記載する。

例： バスの発車時刻： 月 日 15:00、15:30、16:00

### 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例： 集合に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

### 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例： 集合後は、A駅より、月 日の15:30より10分間隔で運行する市B駅行きの電車で避難を行う。市B駅に到着後は、市及び鳥栖市職員の誘導に従って、徒歩で市立C高校体育館に避難する。

### 市町村職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防団員等の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

例： 避難誘導に当たっての職員の役割分担

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員 等

### **高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応**

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例： 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

### **要避難地域における残留者の確認**

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例： 避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

### **避難誘導中の食料等の支援**

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例： 避難誘導要員は、 月 日 18:00 に避難住民に対して、食料・飲料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

### **避難住民の携行品、服装**

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例： 携行品は、数日分の飲料や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。



**避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等**  
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例： 緊急連絡先：鳥栖市対策本部 TEL 0942-85-3500 )  
市対策本部 TEL ××-×-×× )

## 【避難実施要領のイメージ】

### 避難実施要領（イメージ）

佐賀県鳥栖市長  
月 日 時現在

#### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

鳥栖市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 鳥栖市のA地区の住民は、市のB地区にある市立B高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

##### 【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・その他）

##### バスの場合

B地区の住民は、市立A小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号線を利用して、市立B高校体育館に避難する。

##### 鉄道の場合

A地区の住民は、A駅前広場に集合する。その際 日 時 分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、A駅までの経路としては、できるだけ市道 線又はA A通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発 市B駅行きの電車で避難する。市B駅到着後は、市職員及び鳥栖市職員の誘導に従って、主に徒歩で 市立C高校体育館に避難する。



## 2 避難住民の誘導の実施方法

### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・避難誘導要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・市対策本部要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・現地連絡要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・避難所運営要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・水、食料等支援要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等） 等

### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

### (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自治会や自主防災組織など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

## 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

鳥栖市対策本部

T E L 0942-85-3506、 F A X 0942-82-1994

・・・以下略・・・

## (2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

( 地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態 )

事態の状況の把握 ( 警報の内容や被災情報の分析 )

( 特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案 )

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握 ( 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 ( 運送事業者である指定地方公共機関等による運送 ) )

輸送手段の確保の調整 ( 輸送手段が必要な場合 )

( 県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定 )

災害時要援護者の避難方法の決定 ( 災害時要援護者支援班の設置 )

避難経路や交通規制の調整 ( 具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整 )

職員の配置 ( 各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定 )

関係機関との調整 ( 現地調整所の設置、連絡手段の確保 )

自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 ( 県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応 )

## 3 避難実施要領の内容の伝達等

避難実施要領策定後における、市長が行う市民及び関係機関への避難実施要領の内容の伝達及び通知について、次のとおり定める。

### (1) 避難実施要領の内容の伝達

#### 避難実施要領の内容の伝達先等 ( 法第 61 条第 3 項 )

市長は、避難実施要領を策定したときは、直ちにその内容を住民に伝達する。また同時に、消防団、自治会、鳥栖商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等の関係団体へ伝達し、それぞれの範囲で住民に避難実施要領の内容の伝達を依頼するものとする。

さらに、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

#### 避難実施要領の内容の伝達方法 ( 法第 61 条第 4 項 )

住民への伝達方法は、警報の内容の伝達方法と同様、原則として国が定めたサイレンを広報車により最大音量で吹鳴するとともに、補完的に消防用のサイレンを吹鳴し続けて注意喚起した後、知事から避難指示があったことを周知するとともに、市長が定めた避難実施要領の内容について伝達する。また、警察署、消防本部及び消防団は市と連携して、その保有する車両・装備を活用して住民に避難実施要領の内容を伝達する。なお、市は消防用サイレンを吹鳴し続けるに当たっては、市民に

対して火災発生との誤認が生じないよう配慮するものとする。

消防団、自治会、鳥栖商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等の関係団体へは、災害時優先電話（固定電話、携帯電話）、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により伝達する。なお、伝達に当たって、「電話」と「FAX（又は電子メール）」等を併用することにより、内容に齟齬が生じないよう留意する。また、必ず相手方が伝達を受けたかどうかの受信確認を行う。

## (2) 避難実施要領の内容の通知

### 避難実施要領の内容の通知先等（法第 61 条第 3 項）

市長は、避難実施要領を策定したときは、直ちにその内容を警察署、消防本部及び自衛隊佐賀地方協力本部等の関係機関へ通知する。また、警察署及び消防本部は市と連携して、その保有する車両・装備を活用して住民に避難実施要領の内容を伝達する。

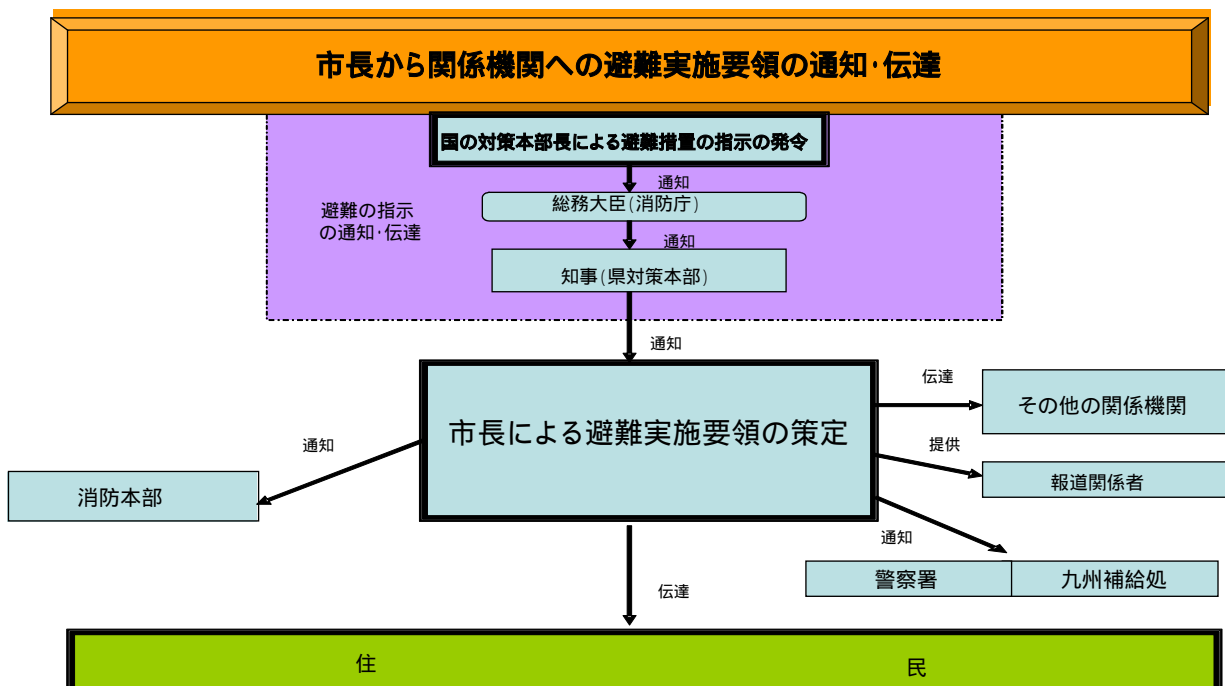
### 避難実施要領の内容の通知方法（法第 61 条第 4 項）

災害時優先電話（固定電話、携帯電話）、FAX、電子メール及び防災行政無線等の最も迅速かつ確実な方法により伝達する。なお、伝達に当たって、「電話」と「FAX（又は電子メール）」等を併用することにより、内容に齟齬が生じないよう留意する。また、必ず相手方が伝達を受けたかどうかの受信確認を行う。

## (3) 避難実施要領伝達の体制整備及び配慮事項（法第 41 条、法第 9 条）

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、或いは自治会及び自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に避難実施要領の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に十分配慮する。



## 4 避難住民の誘導

### (1) 市長による避難住民の誘導（法第 62 条第 1 項）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

### (2) 消防機関の活動（法第 62 条第 1 項、法第 97 条第 7 項）

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自治会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法第 63 条、法第 64 条）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請（法第 70 条第 1 項）

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会や自主防災組織等の地域においてり

ーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

**(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（法第 62 条第 6 項、法第 8 条）**

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

**(6) 高齢者、障害者等への配慮（法第 9 条第 1 項）**

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

**(7) 残留者等への対応**

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

**(8) 避難所等における安全確保等**

市は、警察署等が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署等と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

**(9) 動物の保護等に関する配慮**

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

**(10) 通行禁止措置の周知（法第 8 条）**

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

**(11) 県に対する要請等（法第 67 条第 1 項及び第 4 項）**

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

**(12) 避難住民の運送の求め等（法第 71 条、法第 72 条）**

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、原則として県対策本部長による総合調整の結果を踏まえて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

**(13) 避難住民の復帰のための措置（法第 69 条）**

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 5 武力攻撃事態の類型等に応じた避難誘導に当たっての留意事項等

### 弾道ミサイル攻撃の場合

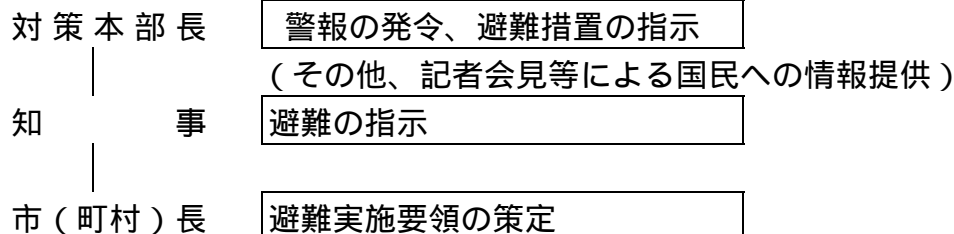
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

**ア** 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



**イ** 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、本市に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

### 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

### 昼間において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。



特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高いと考えられる。

### 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施（法第76条第1項、施行令第11条）

市長は、知事が、救援を迅速に行うために必要があると認め、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助（法第76条第2項）

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等（法第16条第5項）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町との連携（法第29条第1項）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携（法第3条第4項）

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め（法第 79 条第 1 項）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。（89 頁参照）

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等（法第 75 条第 3 項、施行令第 10 条）

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 16 年厚生労働省告示第 343 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、救援の期間は、国の対策本部長から救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

なお、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### 「資料編」参照

#### (2) 救援における県との連携（法第 3 条第 4 項）

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

### 1 安否情報の収集等

#### (1) 安否情報の収集（法第94条第1項、施行令第23条～第25条）

市長は、次に掲げる避難住民等の安否情報を収集し、整理するよう努める。

市長は、避難施設及び避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

また、警察署及び消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

#### 【収集・整理する情報の項目】

安否情報省令第1条（様式第1号及び第2号）

《 避難住民に関する情報（負傷した住民も同様） 》

氏名

フリガナ

出生の年月日（元号表記により記入）

男女の別

住所（郵便番号を含む。）

国籍

～ のほか、個人を識別するための情報

負傷（疾病）の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族・同居者から照会があった場合、～ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）

知人からの照会があった場合 ・ ・ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）

～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意

（同意する・同意しない のいずれかを選択して記入）

《 死亡した住民 》

(上記 ~ に加えて)

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

連絡先その他必要情報

上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意  
(同意する・同意しない のいずれかを選択して記入)

## (2) 安否情報の整理 (法第 94 条第 1 項、施行令第 23 条、24 条)

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告 (法第 94 条第 1 項、施行令第 25 条)

### (1) 報告の方法及び手段

市長は、上記 1 により収集した安否情報を、知事に対し、適時に報告する。

この場合の報告は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面 (電磁的記録を含む。) を電子メールで送付するものとする。

ただし、電子メールの送信によることができない場合や事態が急迫し、職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法により報告を行うものとする。

「資料編」参照

### (2) 報告の時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行わず、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導等の実施状況を勘案し、市長の判断により知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付 (法第 95 条、施行令 26 条)

市長は、安否情報の照会窓口、電話及び FAX 番号、メールアドレスについて窓口設置後、直ちに住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として上記の対応窓口にて、安否情報省令第 3 条に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が

遠隔地に居住している場合、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

## (2) 安否情報の回答（法第95条、施行令第26条）

市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市長は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮（法第95条第2項）

市長は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

市長は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等の情報については、個人情報の保護の観点から特に留意する。

## 4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市長は、日本赤十字社佐賀県支部の要請があつたときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

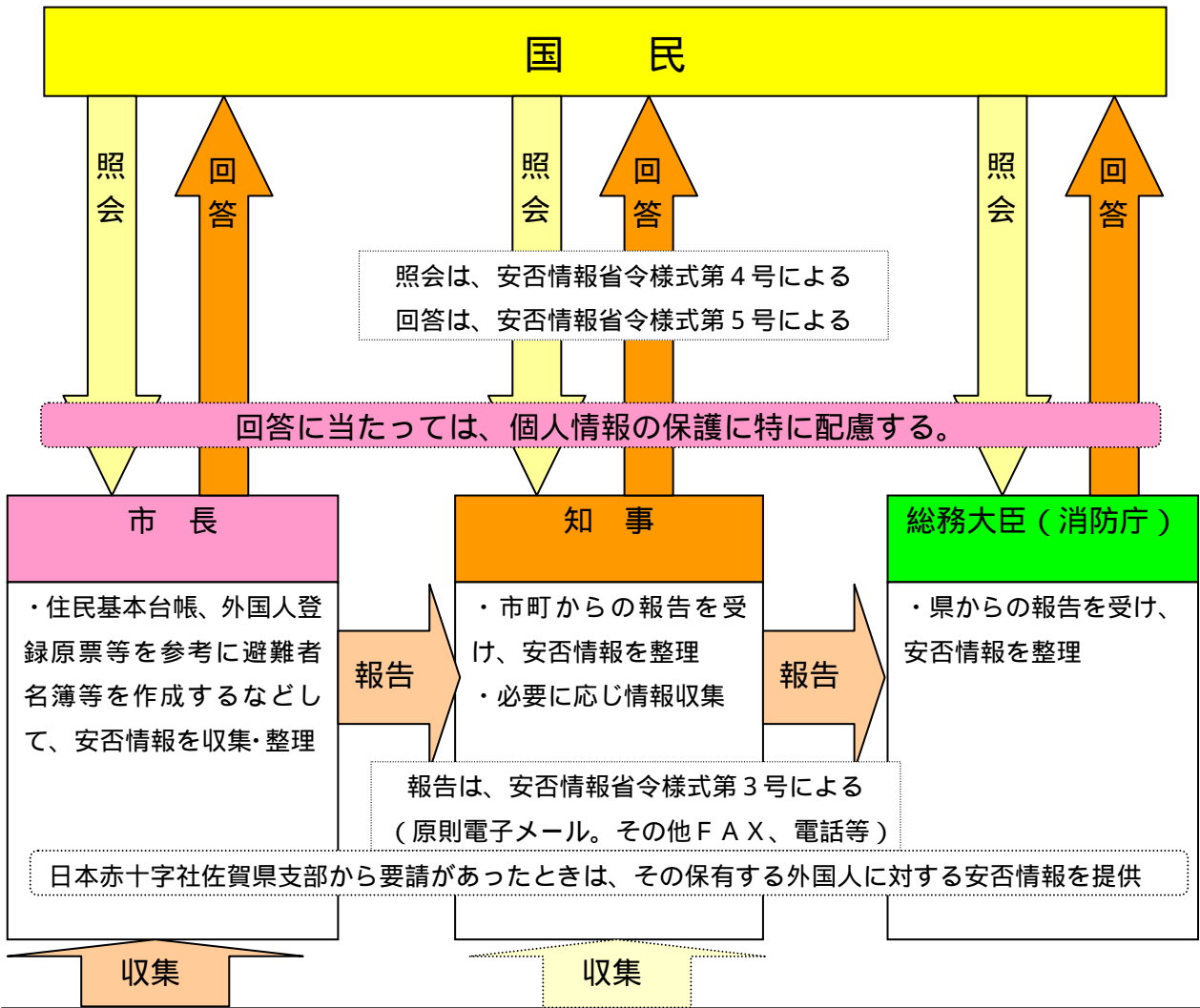
## 5 その他留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成 17 年 4 月 1 日付け消防国第 22 号、消防庁国民保護室長通知）」の第六「その他の留意事項等に関する事項」及び「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（平成 18 年 4 月 3 日付け消防国第 13 号、消防庁国民保護・防災部長通知）」の第四「その他の留意すべき事項について」に留意しながら、実施するものとする。

### 「資料編」参照

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次頁のとおりである。

【 安否情報の収集、整理及び提供の流れ 】



【 情報収集先 】

- |              |      |                        |     |         |
|--------------|------|------------------------|-----|---------|
| 避難施設<br>避難住民 | 消防機関 | ・医療機関・諸学校<br>・大規模事業所 等 | 県警察 | その他関係機関 |
|--------------|------|------------------------|-----|---------|

【 避難住民に関する情報（負傷した住民も同様） 】

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍
上記 ~ のほか、個人を識別するための情報			負傷（疾病）の該当		
負傷又は疾病の状況		現在の居所	連絡先その他必要情報		
親族・同居者から照会があった場合、 ~ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）					
知人からの照会があった場合、 ~ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）					
~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意 (同意する・同意しない のいずれかを選択して記入)					

【 死亡した住民に関する情報 】

上記 ~ の情報に加えて

死亡の日時、場所及び状況	遺体が安置されている場所
連絡先その他必要情報	
上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意 (同意する・同意しない のいずれかを選択して記入)	



## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の関係機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処（法第97条第2項、法第3条第4項）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保（法第22条）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報（法第98条第2項）

消防吏員、警察官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知（法第98条第3項）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 退避の指示（法第112条、法第22条）

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（一例）】

「 町、 町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

「 町、××町」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

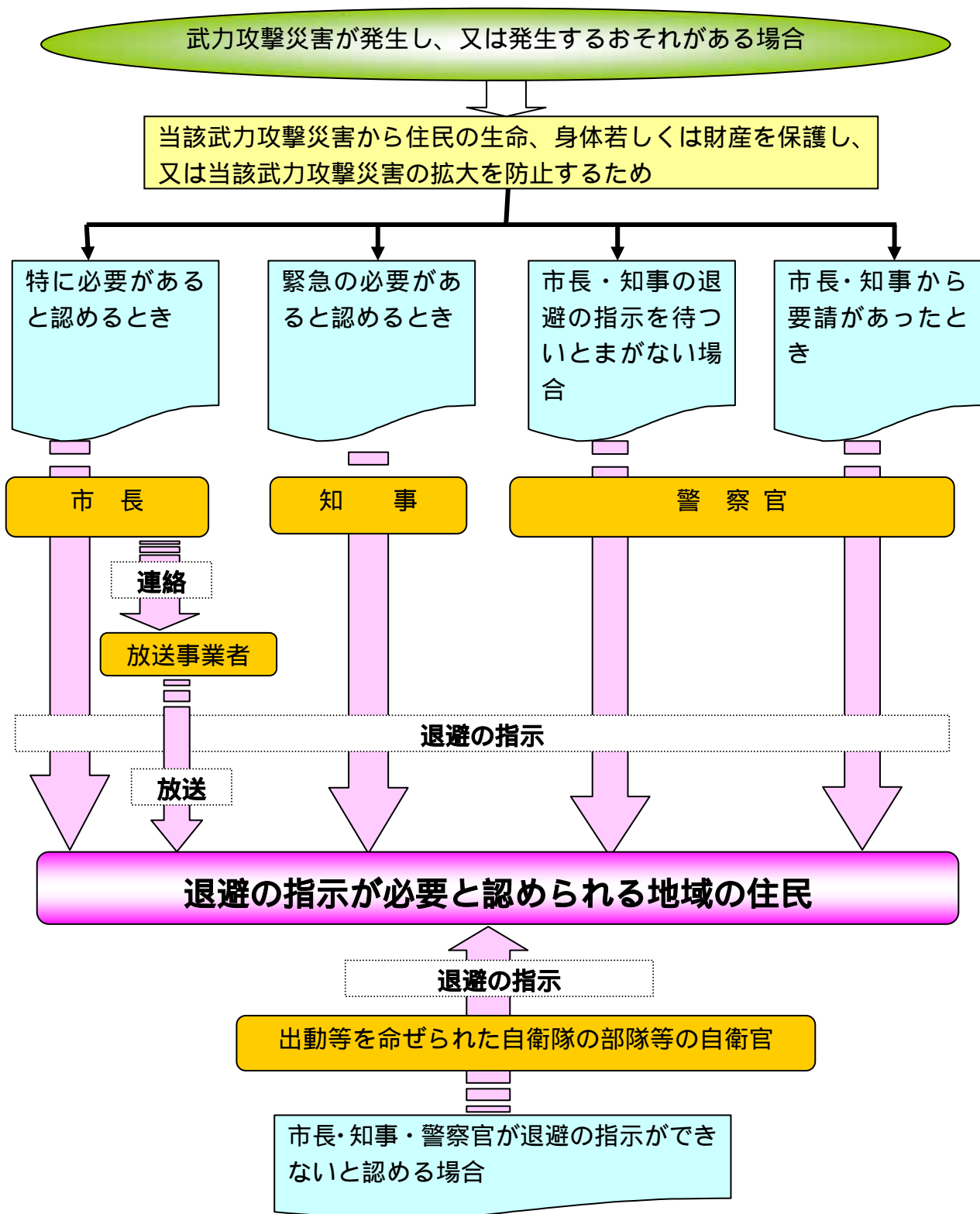
## (3) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市職員、消防本部職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

【 退避の指示を行う場合の流れ 】



## 2 警戒区域の設定（法第 114 条）

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察署、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

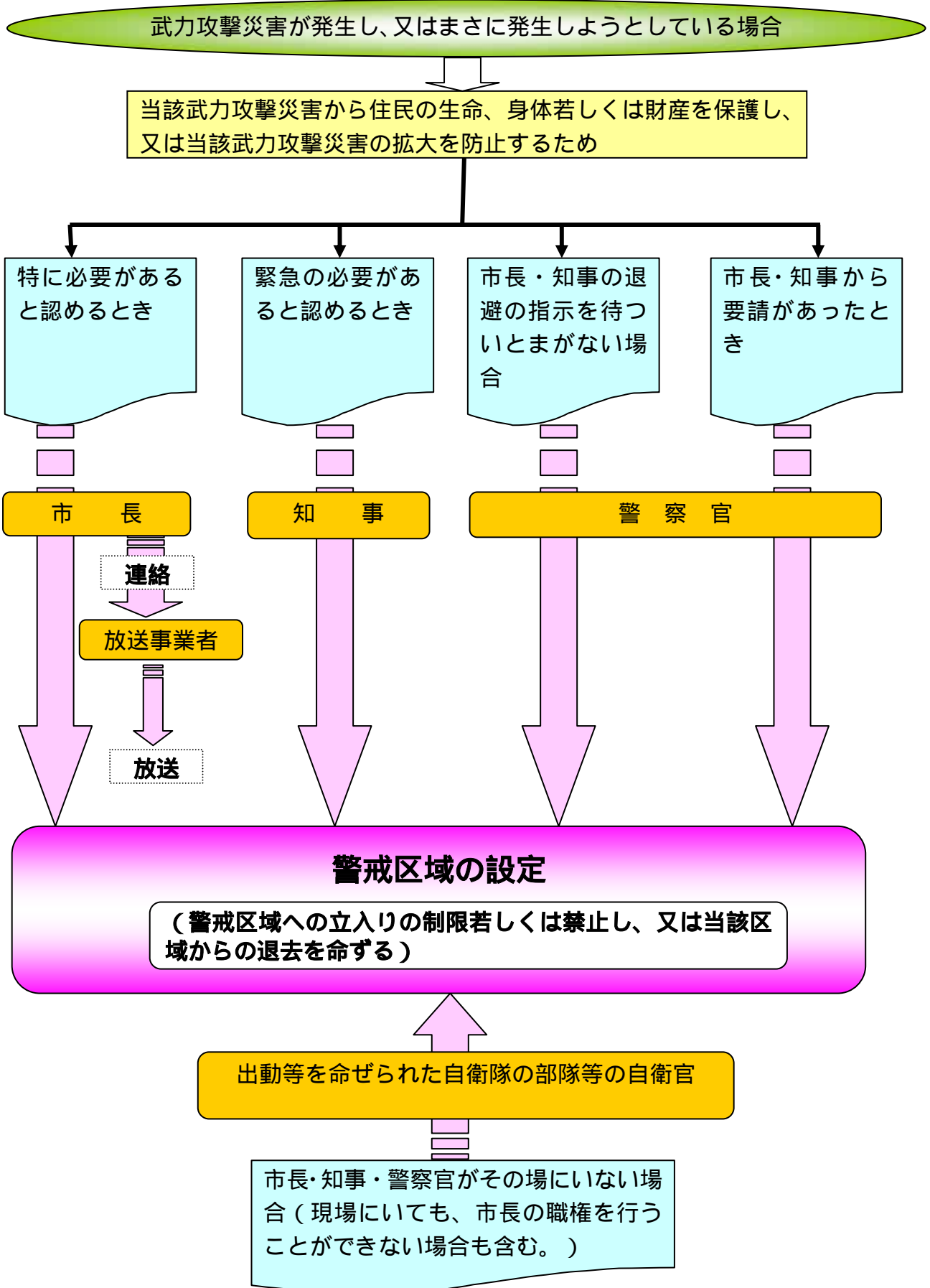
警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市の職員等の安全の確保を図る。

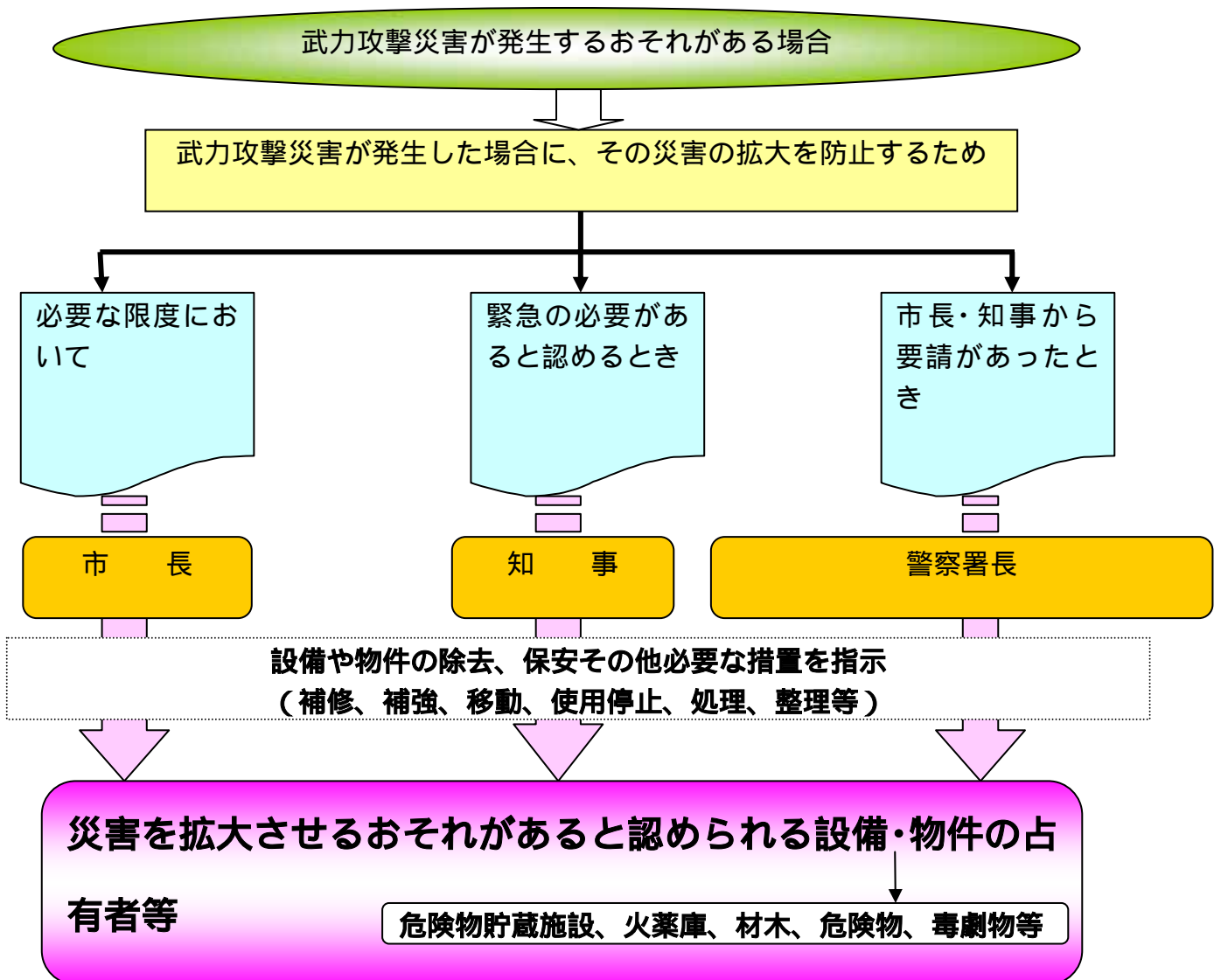
【 警戒区域の設定を行う場合 】



### 3 事前措置等（法第 111 条）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害発生時において、その被害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### 【 事前措置等を行う場合 】



#### **4 応急公用負担等（法第 113 条）**

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（なお、工作物等を除去したときは、保管しなければならない。）

#### **5 消防に関する措置等**

##### **(1) 市が行う措置**

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

##### **(2) 消防機関の活動（法第 97 条第 7 項）**

消防機関は、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員等の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

##### **(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請**

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

##### **(4) 緊急消防援助隊等の応援要請**

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。



#### **(5) 消防の応援の受入れ体制の確立**

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### **(6) 消防の相互応援に関する出動**

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### **(7) 医療機関との連携**

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### **(8) 安全の確保（法第 22 条）**

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長、消防長は、特に現場で活動する消防本部職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して次のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握（法第102条）

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防本部による支援（法第102条第4項）

消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保（法第102条第3項及び第4項）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

##### 【対象】

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（施行令第29条）

**【措置】**

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

**(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告（法第103条第2項及び第4項）**

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

佐賀県には、玄海原子力発電所が立地しており、住民の生命、身体及び財産を保護する上で重大な事態である「武力攻撃原子力災害」への特別な配慮が必要である。

また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

国の原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成15年7月一部改訂）において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」は、原子力発電所については、8～10kmとされている。また、佐賀県地域防災計画においても、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から半径10kmの円内とされている。

しかし、市は、玄海原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における対策に万全を期すため、次に掲げる措置を講ずる。

#### (1) 国及び県対策本部等との緊密な連携（法第3条第4項、法第105条11項）

法では、武力攻撃原子力災害への対処についても、国の対策本部において総合的に推進することとされており、市長は、国の対策本部長の指示を受けた知事の指示に基づき、所要の応急対策を実施することとされている。

このため、市は、国及び県の対策本部と緊密に連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、対策本部等の応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

また、警察署、消防機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と連携し、応急対策の実施体制に万全を期すものとする。

#### (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

（法第105条第7項及び第8項）

市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

#### (3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地对策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」から積極的な情報収集に努めるなど、同協議会と必要な連携を図るとともに、同協議会から得た情報を速やかに、関係機関及び市民へ提供する。

## 2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施（法第 112 条、法第 114 条）

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、消防機関と連携し、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施（法第 107 条）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携（法第 3 条第 4 項、法第 97 条第 6 項）

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応（法第 108 条）

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察署、保健福祉事

務所等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

### 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉事務所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

### (5) 市長及び消防事務組合の管理者の権限（法第 108 条）

市長又は消防事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。た

だし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

前頁表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保（法第22条）

市長又は消防事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 被災情報の収集及び報告（法第126条、法第127条）

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

市は、被災情報の収集に当たっては、県に対し、一斉指令の災害報告機能によるもの及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、一斉指令システム、電子メール及びFAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、一斉指令システム、電子メール及びFAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。



**【被災情報の報告様式】**

年 月 日に発生した による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 佐 賀 県 鳥 栖 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 市 町 A 番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人 ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例（法第 124 条）

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の支給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給（法第134条第2項）

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理（法第137条）

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

## 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## 1 特殊標章等（法第 158 条）

### (1) 特殊標章

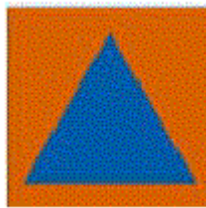
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

### (2) 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面		裏面	
	<small>（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地）</small>		
<b>身分証明書</b> <b>IDENTITY CARD</b> 国民保護措置に係る職務等を行う者用 <small>for civil defence personnel</small>			
氏名/Name -----			
生年月日/Date of birth -----			
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。            The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>			
交付年の年月日/Date of issue ----- 発行番号/No. of card -----			
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----			
有効期限の満了日/Date of expiry -----			
身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: -----			
住所/Address -----			
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			
印鑑/Ramp -----		所持者の署名/Signature of holder -----	

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## **2 特殊標章等の交付及び管理（法第 158 条）**

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### **「資料編」参照**

#### **(1) 市長**

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### **(2) 消防長**

- ・ 消防長の所轄の消防本部職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### **(3) 水防管理者**

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## **3 特殊標章等に係る普及啓発**

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法第139条）

市は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、職員等の安全の確保に配慮した上で可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請（法第140条）

市長は、応急の復旧のための措置を実施するに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧（法第139条）

(1) 市は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、その管理する道路等及びその所有する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等（法第141条）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### 2 市が管理する施設及び設備の復旧（法第141条）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。



### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法（法第168条）

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

市が支弁した国民保護措置の実施に要した費用で、次に掲げるものは、国が負担する。

次に掲げる費用のうち法第164条から法第167条まで（法第165条第2項及び前条第2項を除く。第3項において同じ。）の規定により市が支弁したもので政令で定めるもの。

ア 「住民の避難に関する措置」に要する費用(法第44条～第73条)

イ 「避難住民等の救援に関する措置」に要する費用(法第74条～第96条)

ウ 「武力攻撃災害への対処に関する措置」に要する費用(法第97条～第128条)

エ 法第159条から法第161条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（市に故意又は重大な過失がある場合を除く。）

法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が市長と共同して行う訓練に係る費用で法第164条の規定により市が支弁したもので施行令第51条で定めるものを除くもの。

ただし、市の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、市の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに市が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち施行令第48条から第50条に定めるものについては、市が負担する。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用を支出した場合には、その支出額を証明する書類等を保管する。

## **2 損失補償及び損害補償**

### **(1) 損失補償（法第 159 条第 1 項）**

市は、法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

法第 113 条第 1 項に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用又は収用  
法第 113 条第 5 項（同条第 1 項に係る部分に限る。）において準用する災害対策  
基本法第 64 条第 7 項若しくは第 8 項に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の  
使用又は収用

### **(2) 損害補償（法第 160 条）**

市は、法に基づき国民保護措置の実施について以下に掲げる要請を行い、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡・負傷・疾病又は障害の状態となったときは、施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

法第 70 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による避難住民誘導への協力要請

法第 115 条第 1 項の規定による消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請  
法第 123 条第 1 項の規定による保健衛生の確保への協力要請

## **3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第 161 条第 2 項）**

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態における市が行う対処措置は、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとし、次のとおり定める。

### 1 緊急処理事態（法第172条～法第183条）

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（法第183条）

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。